

第 1 部 総 論

第1章 計画の策定にあたって

- 【1】 計画策定の趣旨
- 【2】 社会的背景
- 【3】 計画の位置づけ
- 【4】 計画の期間
- 【5】 計画の策定体制



【1】計画策定の趣旨

本町では、「地域福祉計画」「高齢者福祉計画」「障がいのある人のための基本計画」「障がいのある人のための福祉計画」「障がいのある児童のための福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画に基づき、様々な福祉施策を展開してきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進み、住民相互のつながりが希薄化するなど、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。それに伴い、虐待、生活困窮者への支援、災害時に手助けが必要な避難行動要支援者への対応など、様々な地域課題が顕在化するとともに、地域におけるニーズや困りごとは複雑化・複合化し、これまでの取組では対応できない課題も増えています。

このような状況の中、地域社会を構成する全ての人々が互いに支えあいながら、ともに課題を解決していく共生社会づくりが求められています。

そこで、本町では、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を実現するため、「岡垣町福祉総合計画」を策定します。



【2】社会的背景

1 地域共生社会の実現に向けて

国では、団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7（2025）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。福祉分野においては「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら暮らすことができる仕組みづくりが求められており、高齢者や子ども、障がいのある人など全ての人が自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指しています。

社会福祉法が平成 30（2018）年に一部改正され、市町村は、住民に身近な圏域において、①住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりの支援、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関協働の包括的な相談支援体制の整備を行うことが求められています。

2 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

これまで福祉分野における支援は子ども、高齢者、障がいのある人、虐待、生活困窮などといった対象者の属性や課題ごとに対応していました。しかし、既存の制度の対象となりにくいケースや 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える 8050 問題、介護と育児のダブルケアなど個人・世帯が複数の課題を抱え、課題全体を捉えた支援が必要なケースが明らかとなっています。

これらを踏まえ、国では「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、分野別の支援体制では対応できない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

3 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

社会福祉法では、社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえ、地域における公益的な取組の実施が求められています。地域共生社会の実現に向けて、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かした社会福祉事業の実施や「地域における公益的な取組」の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されています。



4 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理によって本人の地域生活を支える役割を果たしています。

団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年には、認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があります。

5 子どもを取り巻く環境

近年、子どもたちを取り巻く環境は、深刻さを増しています。生活環境の変化の中で、貧困や虐待、孤立、ヤングケアラーなどといった課題を抱えたまま、子どもたちは助けを求められずにいたり、環境を変えることを諦めてしまったり、自分の置かれている状況がほかの家庭と違うことに気づいていないケースもあります。

こうした状況を踏まえ、国では子どもや若者に関する取組を進めていくため、令和 5（2023）年 4 月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されています。また、こども未来戦略では、経済成長の実現と少子化対策を「車の両輪」として進めていくことが重要とされ、構造的な賃上げや手当の拡充、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施などが掲げられています。

子どもは、一人ひとりがとても大切な存在であり、自分らしく幸せに成長し暮らせるように社会全体で支えていく必要があります。

6 孤独・孤立対策

近年、社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、新型コロナウイルス感染症の拡大や自殺者の増加などの影響によって、孤独や孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化しています。今後は、単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれる中、孤独や孤立がより一層深刻な状況となると考えられます。

こうした状況を踏まえ、国では「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指すため、令和 6（2024）年 4 月に孤独・孤立対策推進法が施行されます。人生のあらゆる場面で起こりうるこの問題を、お互いが支えあって社会全体が当事者や家族等の立場に立って予防・解決していかなければなりません。



7 感染症の状況を踏まえた地域活動

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症がまん延し、行動制限により地域活動の自粛が余儀なくされました。その後、令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、滞っていた地域活動が本格的に再開されつつあります。

感染症の状況に応じて地域活動を再開・活性化できるように自主的な感染症対策を行いつつ、新たな視点や発想による地域活動が必要となっています。

8 ICT（情報通信技術）の進展

現代社会では、デジタル環境の充実度が生活の質に大きな影響を与えるようになりました。コロナ禍では、テレワークやオンライン授業の導入など、あらゆる場面でICTの普及が進んだ一方、インターネットやパソコンなどの通信技術を使える人と使えない人の間に生じる情報格差「デジタル・ディバイド」が顕在化しました。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を受けることができる「誰ひとり取り残されないデジタル社会」の実現を目指す必要があります。



【3】計画の位置づけ

本計画は、「岡垣町第6次総合計画」を上位計画とし、本町における福祉分野の総合計画として位置づけられるものです。分野別に進めてきた施策を地域共生社会構築の観点から見直し、これまで個別に策定していた「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「障がいのある人のための基本計画」、「障がいのある人のための福祉計画」、「障がいのある児童のための福祉計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」と新たに策定する「再犯防止推進計画」、そして岡垣町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携して策定します。

本町と岡垣町社会福祉協議会は組織が異なりますが、町全体の福祉の理念や仕組みを作る「地域福祉計画」及びそれらを実現・実行して、地域の課題解決のための具体的な行動を定めた「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的とする計画です。岡垣町福祉総合計画を策定するにあたり、各分野に共通する事項をまとめた上位計画となる「地域福祉計画」を総論部分に位置づけ、各論において個別計画を定めます。

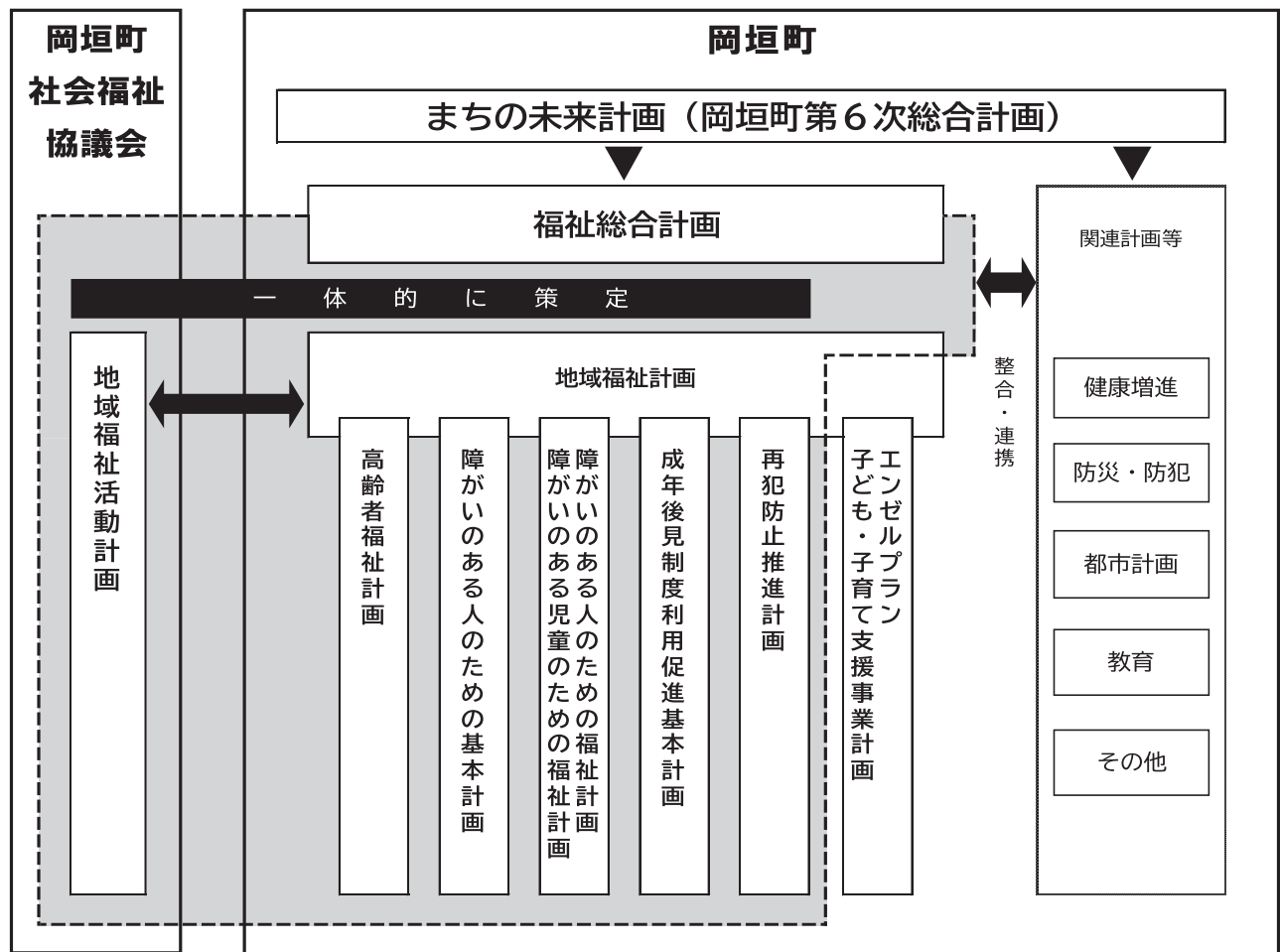
また、重層的支援体制整備事業の適切な実施のため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための基本方針や提供体制等を「重層的支援体制整備事業実施計画」として定め、福祉総合計画に包含して策定します。

なお、児童に関する計画は「エンゼルプラン、子ども・子育て支援事業計画」として定め、福祉総合計画との整合性や調和を図ります。

重層的支援体制整備事業

社会福祉法の改正により、令和3（2021）年4月1日に施行された事業で、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、相談者の属性や世代を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備するものです。

本町では、地域の包括的な支援体制を構築するため令和4年度から事業に取り組んでおり、複雑化・複合化した課題について、関係機関等と連携しながら解決を図っています。



※「エンゼルプラン、子ども・子育て支援事業計画」は、令和 6 年度に、こども基本法に基づく「こども計画」として新たに策定し、令和 7 年度から実施します。

※上記計画の名称は、下記の根拠法令に基づく計画の名称を記載しています。

計画名称	根拠法令
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条
地域福祉活動計画	社会福祉法第 109 条
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8
障がいのある人のための基本計画	障害者基本法第 11 条第 3 項
障がいのある人の子どものための福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項
障がいのある児童のための福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第 14 条
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項



【 4 】 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。なお、「高齢者福祉計画」、「障がいのある人のための福祉計画」、「障がいのある児童のための福祉計画」は、国の指針や介護保険事業計画との整合性等により 3 年ごとに見直します。また、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域福祉計画	平成30年度 ～令和5年度			第2次					
地域福祉活動計画									
高齢者福祉計画	令和3年度 ～令和5年度			第10期			第11期		
障がいのある人の ための基本計画	平成30年度 ～令和5年度			第4次					
障がいのある人の ための福祉計画	令和3年度 ～令和5年度			第7期障がいのある人の ための福祉計画・ 第3期障がいのある児童 のための福祉計画			第8期障がいのある人の ための福祉計画・ 第4期障がいのある児童 のための福祉計画		
障がいのある児童の ための福祉計画									
成年後見制度 利用促進基本計画	令和3年度 ～令和5年度			第2期					
再犯防止推進計画				第1次					



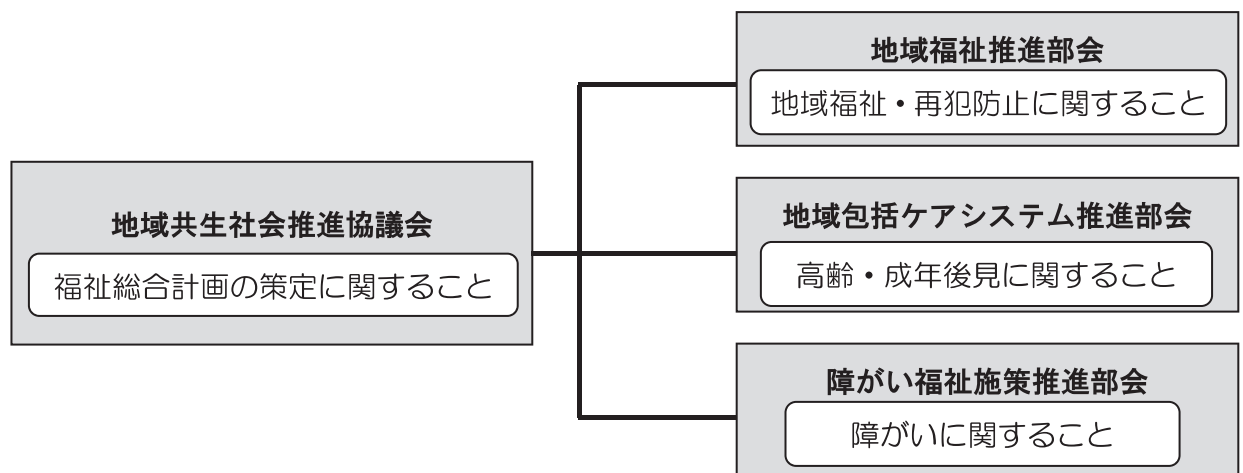
福祉総合計画(6年間)

【5】計画の策定体制

福祉総合計画の策定にあたっては、地域住民、福祉に携わる団体や事業者の意見を幅広く反映させるよう努めました。

1 地域共生社会推進協議会

学識経験者や医療・福祉の関係者、住民の代表等で構成する「地域共生社会推進協議会」で、計画全体の内容を審議しました。また、協議会の中に部会を設けて、各論の具体的な内容を審議しました。



2 住民意識調査

福祉分野に関する住民の意識や生活課題を把握するため、「地域福祉・子育て・再犯防止」「障がい」「高齢」に関する住民意識調査を実施しました。

地域福祉 子育て 再犯防止	●調査対象：町内在住の 18 歳以上 2,000 人 ●調査期間：令和 4 年 9 月 20 日～10 月 4 日 ●調査方法：郵送による配布・回収及び Web 調査 ●回収結果：有効回収数 854 件、有効回収率 42.7% ※Web 回答も含むため回収率は参考
高齢	●調査対象：町内在住の 65 歳以上で要介護認定を受けていない人 857 人 ●調査期間：令和 5 年 7 月 5 日～8 月 4 日 ●調査方法：郵送による配布・回収 ●回収結果：有効回収数 482 件、有効回収率 56.2% ※調査主体：福岡県介護保険広域連合



障がい	●調査対象：障害者手帳・特定医療費（指定難病）受給者証所持者、障害福祉サービス利用者など 1,500 人
	●調査期間：令和 4 年 9 月 1 4 日～9 月 3 0 日
	●調査方法：郵送による配布・回収
	●回収結果：有効回収数 690 件、有効回収率 46.0%

3 団体・施設アンケート調査及びヒアリング調査

福祉分野に携わる団体・施設の関係者が日頃から感じている課題等を把握するため、アンケートやヒアリングを実施しました。

団体	アンケート	●調査対象：ボランティア団体・福祉関係団体 計 53 団体 ●調査期間：令和 5 年 1 月 2 0 日～2 月 8 日 ●調査方法：郵送による配布・回収 ●回収結果：有効回収数 34 件、有効回収率 64.2%
	ヒアリング	●ボランティア団体：社会福祉協議会が開催する「ボランティア交流会」において実施 ●福祉関係団体：必要に応じて団体ごとに実施 ●実施時期：令和 5 年 1 月～9 月
施設	アンケート	●調査対象：町内の高齢者福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設 計 77 施設 ●調査期間：令和 5 年 1 月 2 0 日～2 月 8 日 ●調査方法：郵送による配布・回収 ●回収結果：有効回収数 61 件、有効回収率 79.2%
	ヒアリング	●町内の社会福祉法人で構成される「岡垣町内社会福祉法人連携協議会」において実施 ●実施日：令和 5 年 7 月 1 8 日～7 月 2 7 日

4 住民ワークショップ

地域福祉に関する取組の現状や課題などについて、参加者が主体的に話し合うことで、今後の地域住民による助けあい、支えあいのきっかけづくりとなることを目的に、住民ワークショップを実施しました。

- 実施日：令和 5 年 3 月 1 8 日

5 パブリックコメント

住民の意見を広く聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

- 実施期間：令和 5 年 1 2 月 2 5 日～令和 6 年 1 月 1 6 日

第2章 本町の現状・課題

- 【1】 統計から見る現状**
- 【2】 各種調査などの結果から見る現状**
- 【3】 現状を踏まえた課題**



【1】統計から見る現状

1 少子高齢化の進行

住民基本台帳における本町の人口は、平成22（2010）年をピークにその後減少に転じており、令和4（2022）年度末時点の人口は31,502人となっています。【図1】

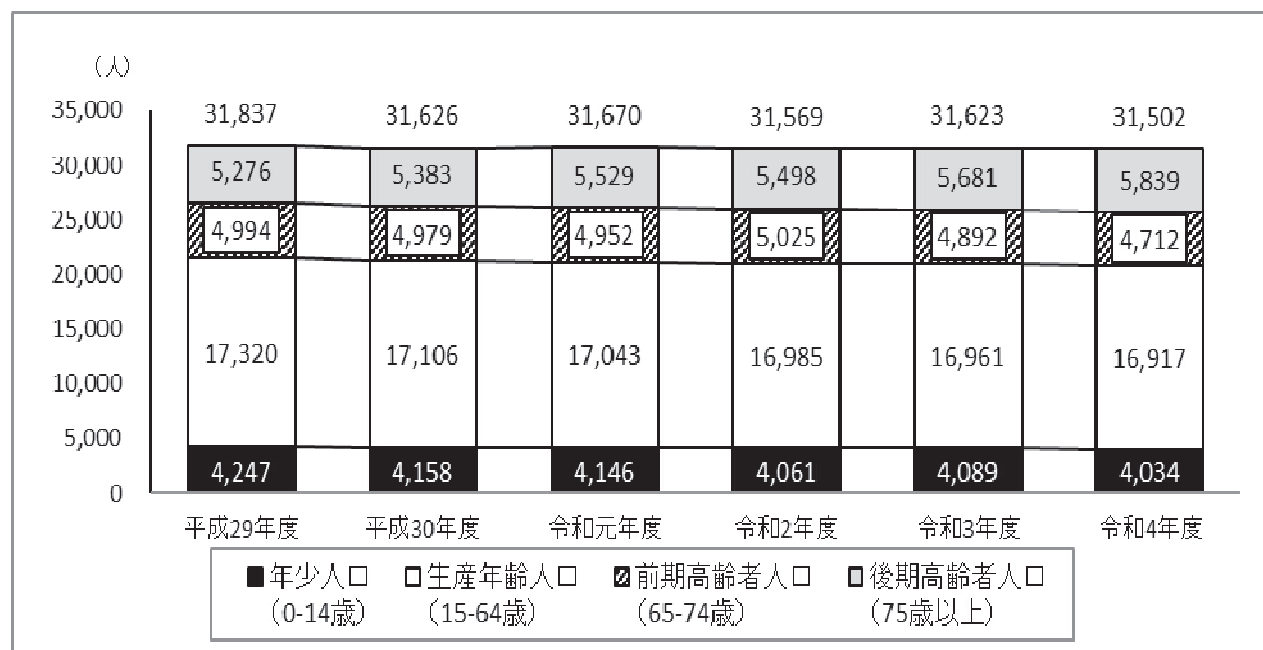
高齢化率は年々上昇し、令和4（2022）年度末時点で33.4%となっており、町民の約3人に1人が高齢者となっています。また、高齢化率は国や県よりも5ポイント程度高い水準となっています。【図2】

人口構造全体を見ると、団塊の世代及び団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。また、生産年齢人口の中では、25～29歳の人口が最も少なくなっています。【図3】

出生者数と死亡者数の比較では、年度によって変動はあるものの、いずれの年度においても死亡者数が出生者数を上回っており、令和4（2022）年度には約2.7倍となっています。【図4】

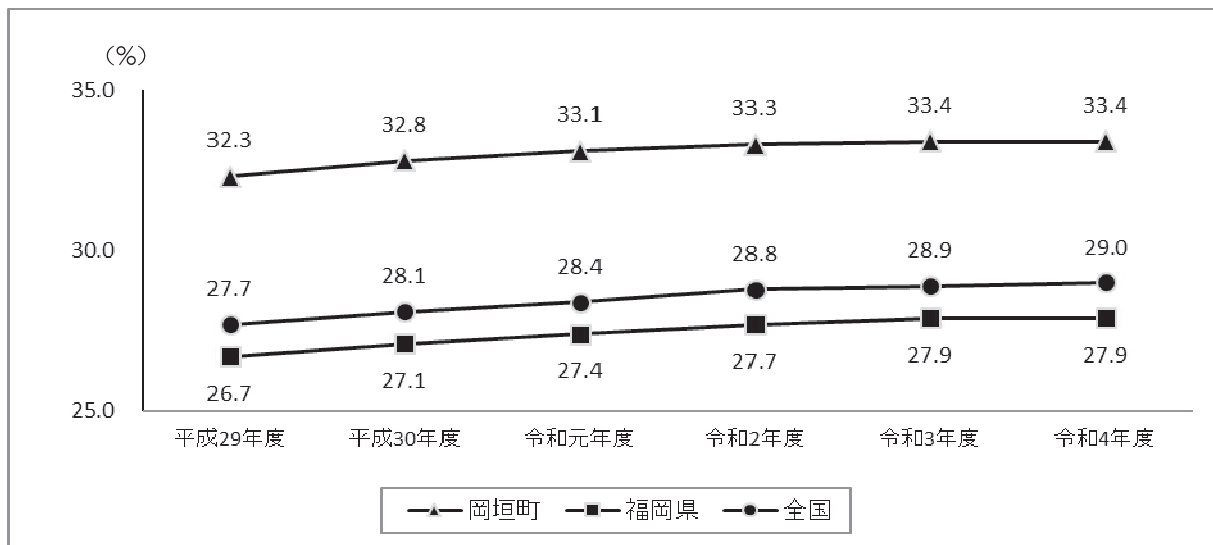
本町の将来推計人口では、令和27（2045）年には、人口が26,298人まで減少する見込みです。また、緩やかに少子化が進む一方で急激に生産年齢人口割合が減少するなど、今後も少子高齢化が進む見込みとなっています。【図5・6】

【図1】年齢区分ごとの人口の推移



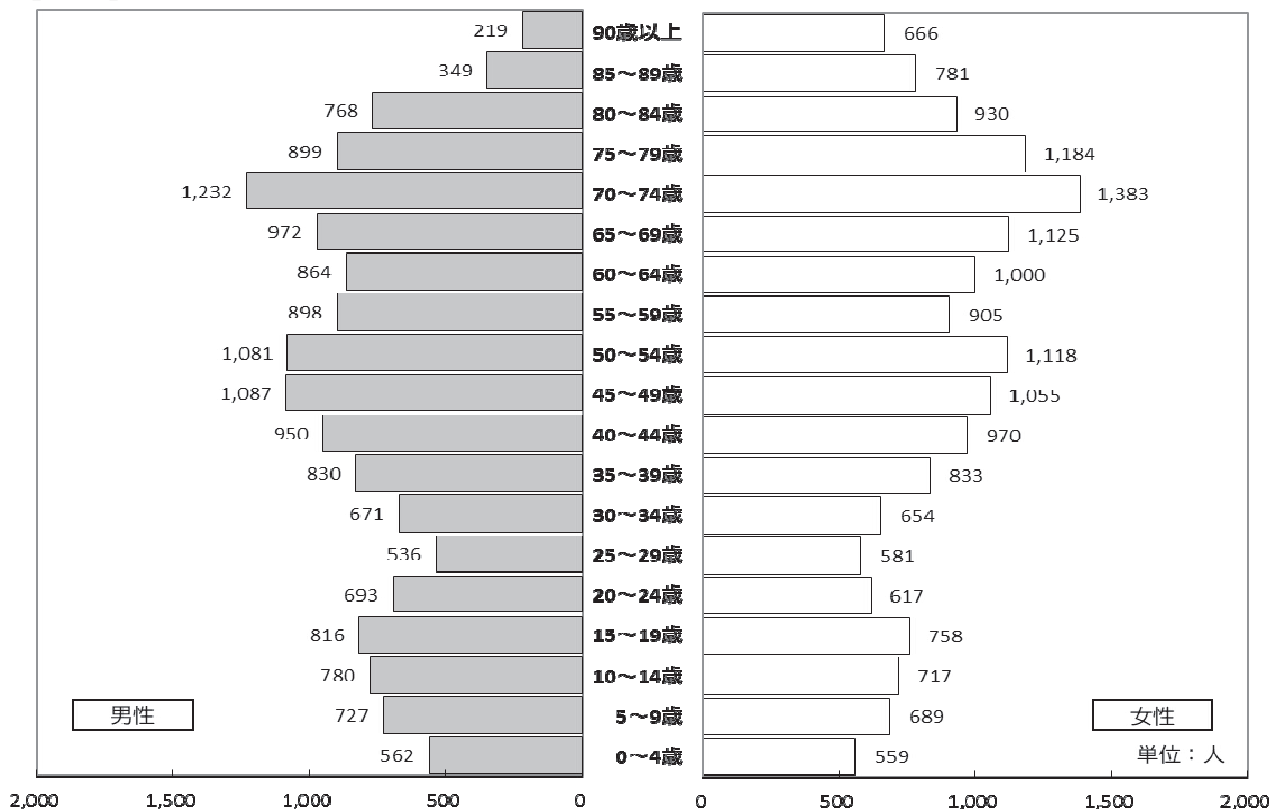
資料：住民基本台帳

【図2】高齢化率の推移



資料：岡垣町・福岡県（各年度3月31日現在）
全国（各年度10月31日現在）

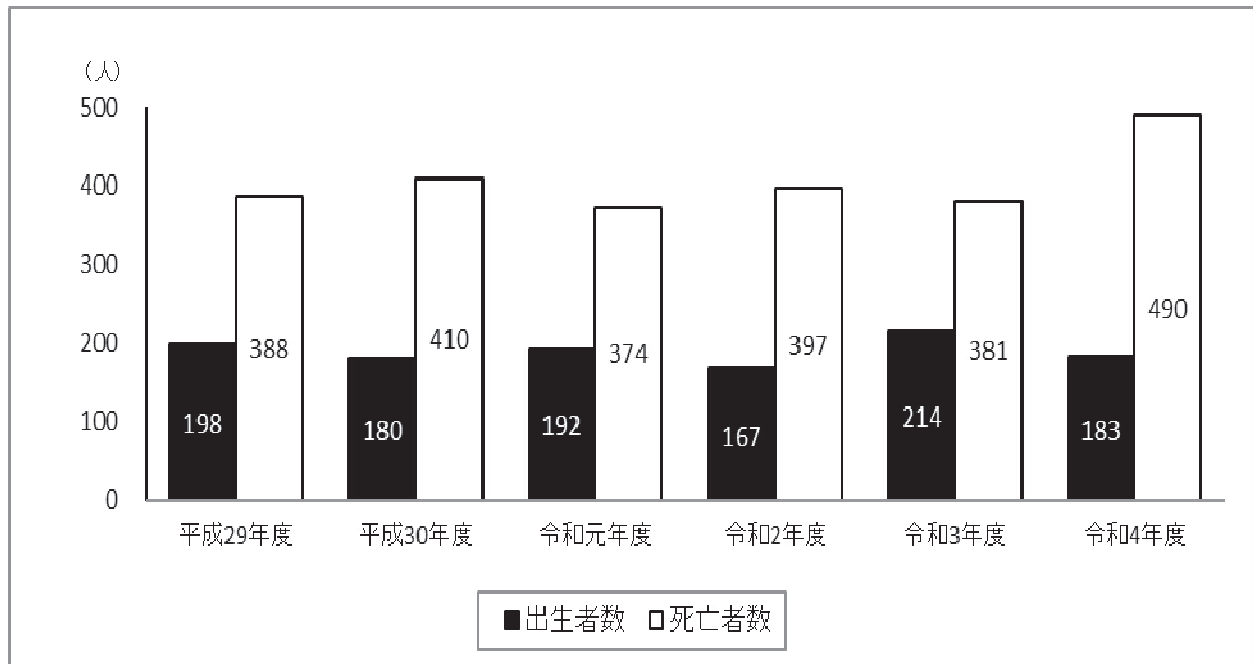
【図3】人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和5年3月31日現在）

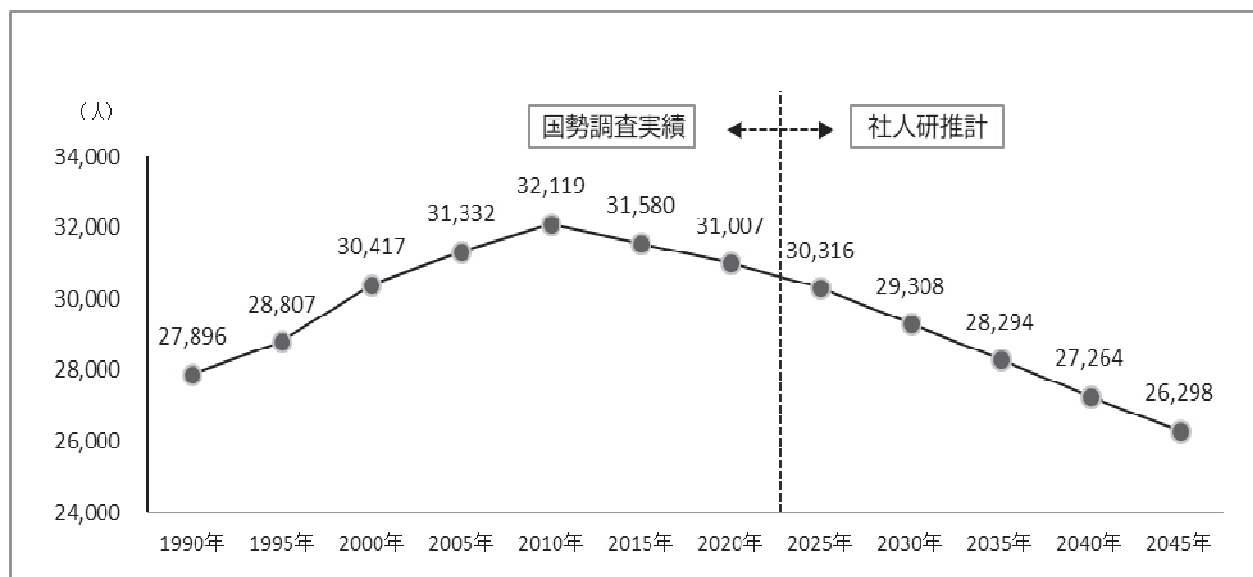


【図 4】出生者数及び死亡者数の推移



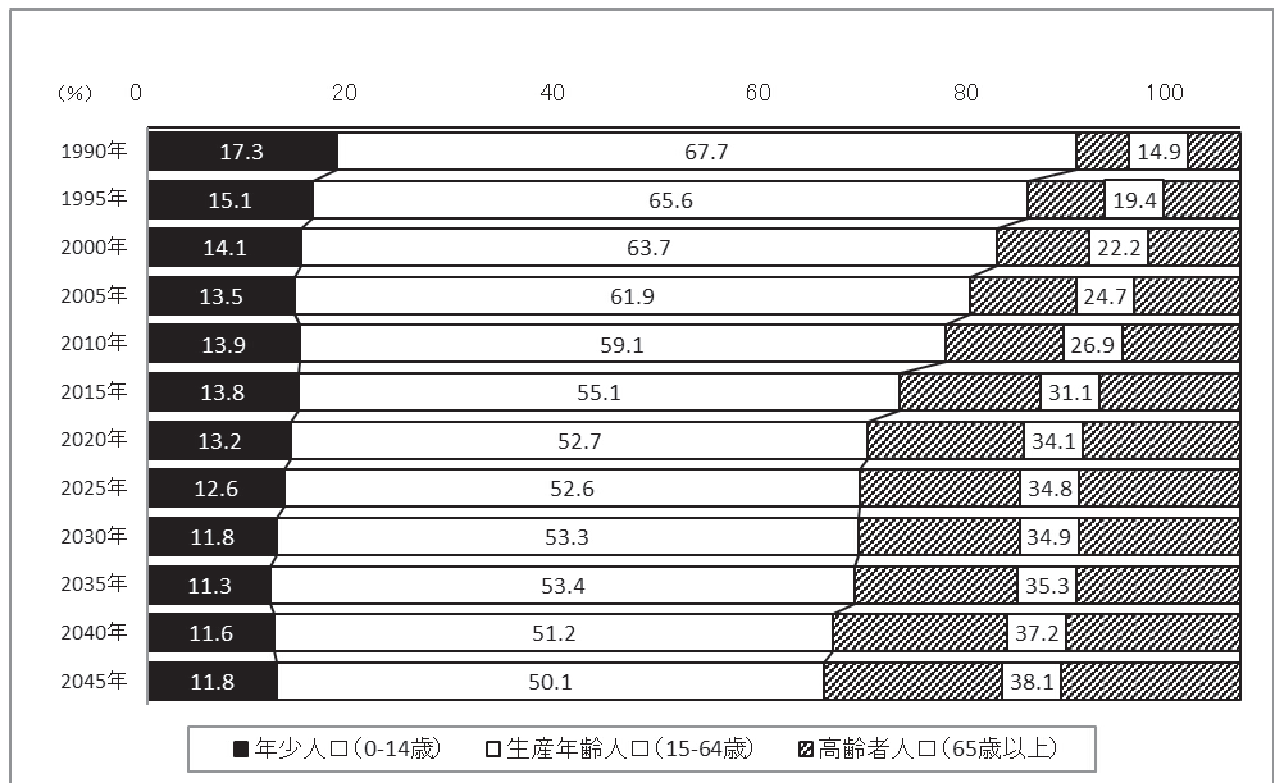
資料：住民基本台帳

【図 5】総人口の推移と将来推計



資料：2020 年以前は国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所

【図6】年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



資料：2020年以前は国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所

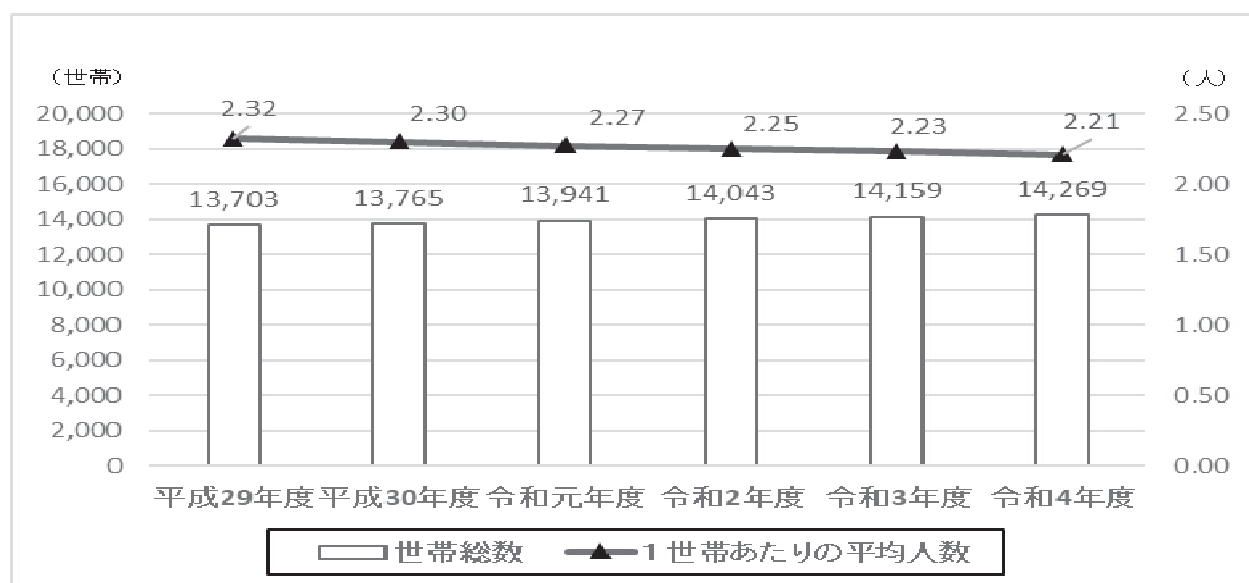




2 家族形態の状況

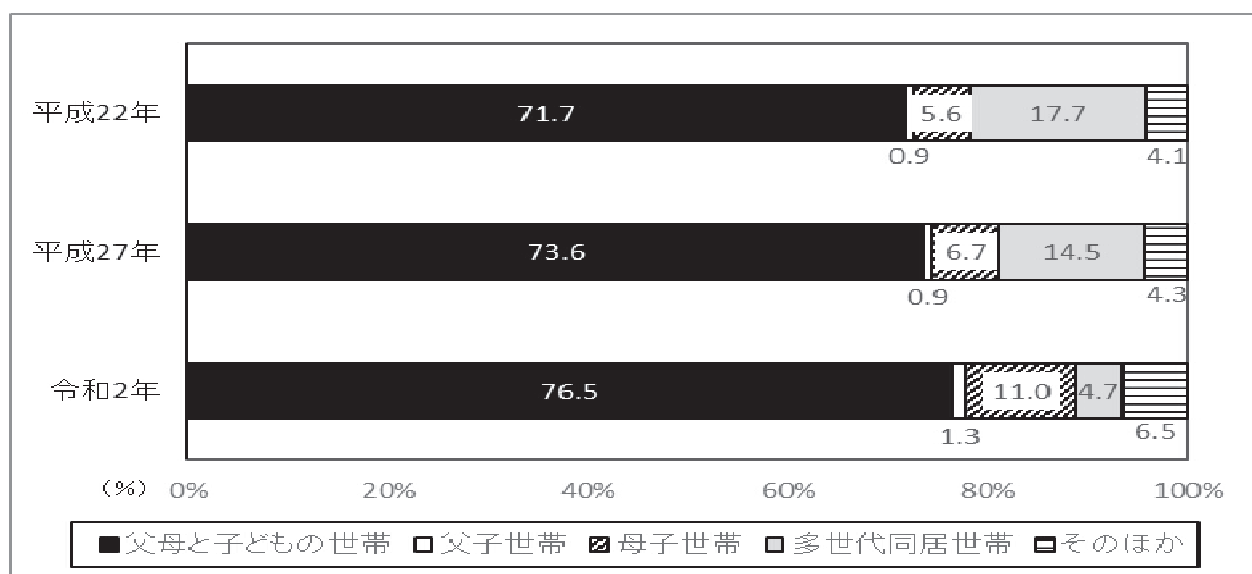
世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの平均人数は年々減少しています。父母と子どもの世帯の割合も増加傾向であることから、核家族化が進んでいることがわかります。【図7・8】また、高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、中でも単身世帯は年々増加しています。【図9】

【図7】世帯数と世帯人員の推移



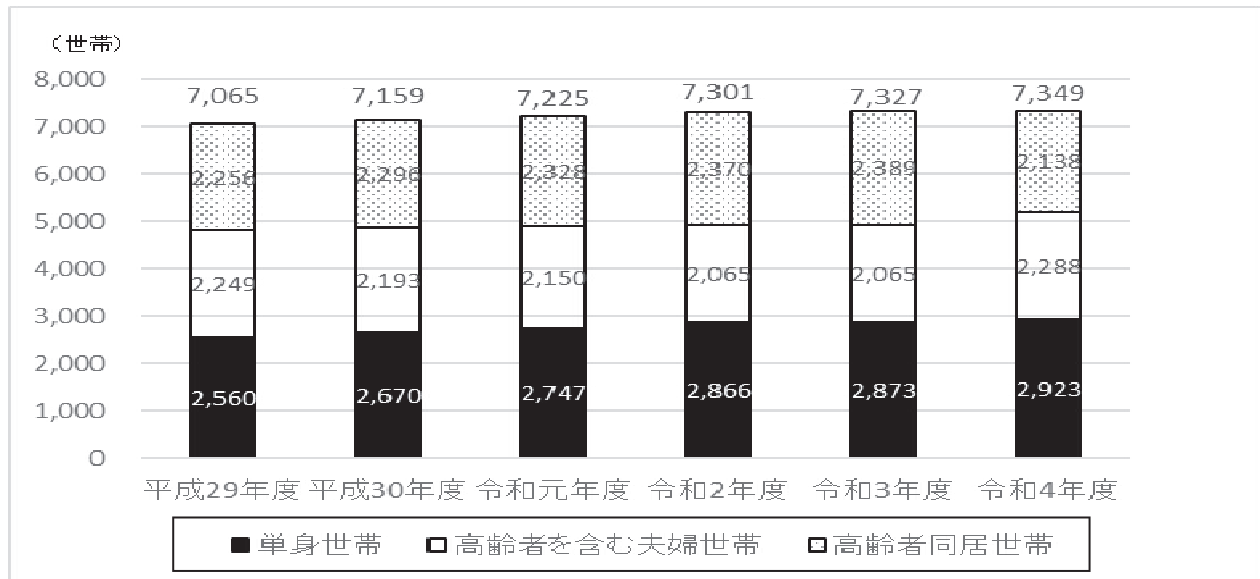
資料：住民基本台帳

【図8】0～17歳の子どもがいる世帯の推移



資料：国勢調査

【図9】高齢者のいる世帯数の内訳の推移



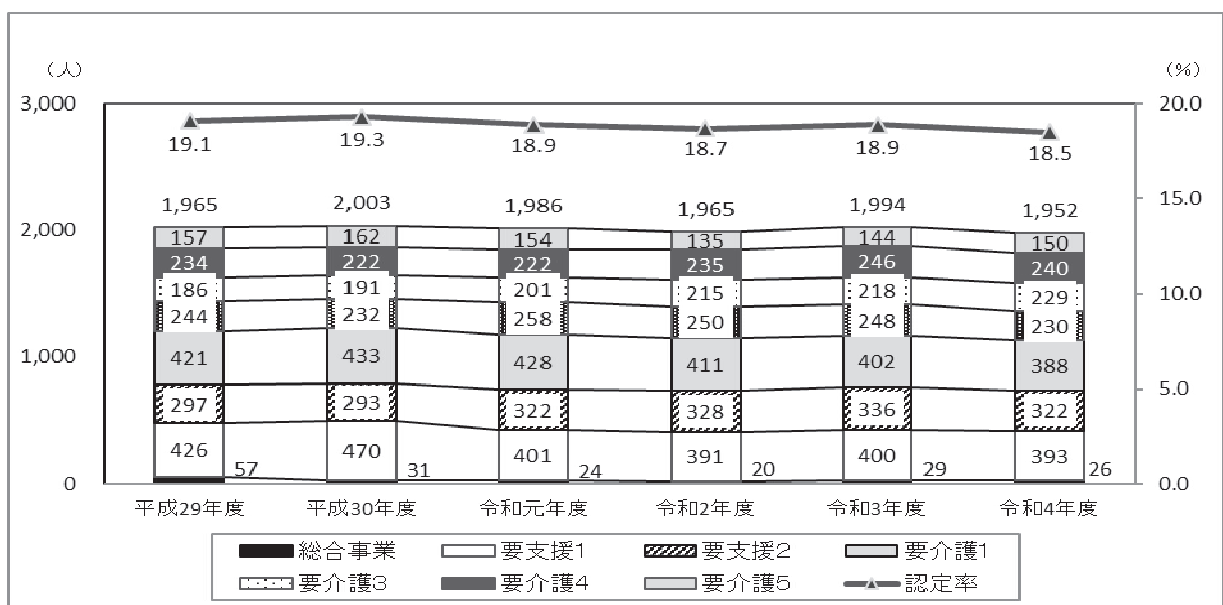
資料：住民基本台帳

3 支援を必要とする人の状況

①要介護（要支援）認定者数の状況

要介護（要支援）認定者数は、年度ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。要介護（要支援）認定率に関しても同様の推移で、令和4（2022）年度は18.5%となっており、65歳以上の約5人に1人が要介護認定を受けている状況です。【図10】

【図10】要介護認定者数の推移



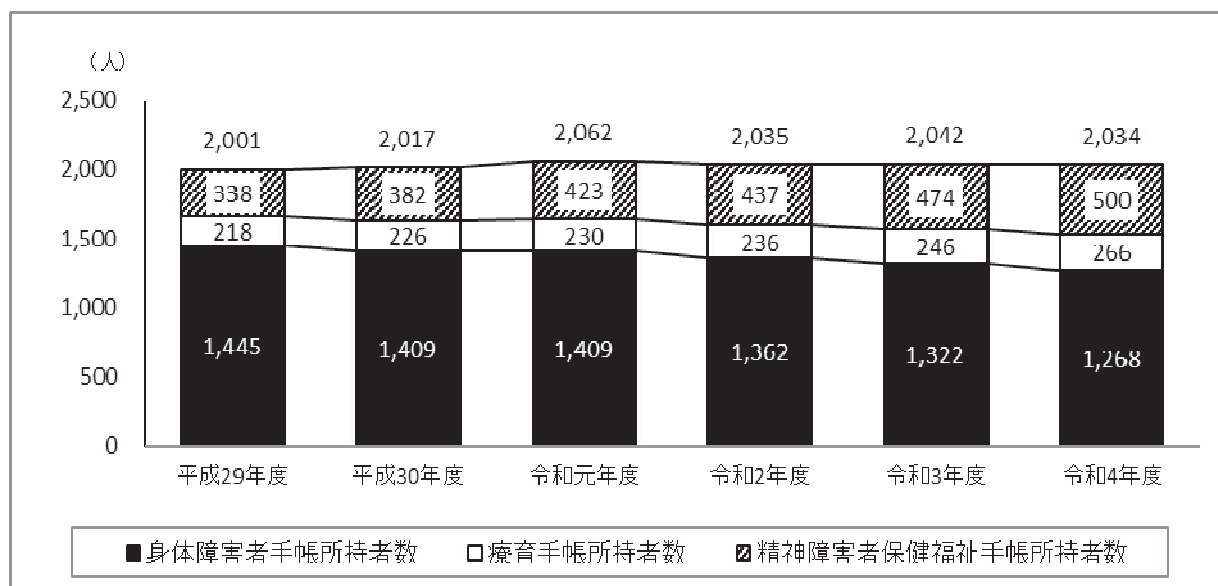
資料：長寿あんしん課
※総合事業対象者は認定率に含まれないため、合計数には含まれていません。

②障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、令和4（2022）年度で 2,034 人となっており、総人口に占める割合は 6.5%となっています。最も多いのは身体障害者手帳で、令和4（2022）年度では全体の 62.3%を占めていますが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっています。【図11】

また、障がいのある児童（疑いがある児童を含む）のうち、障害児通所支援サービスの利用者は年々増加しており、5年前と比較すると2倍以上となっています。【表1】

【図11】障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課

【表1】障害児通所支援サービス利用者数の推移（単位：人）

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
児童発達支援	21	22	28	24	38	52
放課後等デイサービス	53	56	64	70	89	109
保育所等訪問支援	13	19	26	34	52	61
合計	87	97	118	128	179	222

資料：福祉課



③特定医療費（指定難病）受給者証所持者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、令和 4（2022）年度では 246 人となっており、増加傾向にあります。【表 2】

【表 2】特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（単位：人）

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特定医療費(指定難病) 受給者証所持者数	225	213	220	229	241	246

資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

④生活困窮者などの状況

生活保護を受給している世帯・人員は、5 年前と比較しても大きな変動はありません。令和 4（2022）年度末では 436 世帯、人員は 556 人となっています。【表 3】

生活福祉資金貸付件数は、令和 4（2022）年度には 24 件となっており、5 年前と比較すると増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により収入が減少した世帯を対象とした特例貸付の件数は、令和 2（2020）年度は 400 件を超えるなど、貸付件数が急増しました。【表 4】

このほか、ひとり親家庭を支援するための児童扶養手当の受給者数、経済的理由で就学が困難な世帯のための就学援助制度の利用児童・生徒数は【表 5・6】のとおりであり、経済的に困っている人が一定数存在することがわかります。

【表 3】生活保護の受給者数・人員の推移

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
世帯数(世帯)	430	440	458	451	450	436
人員(人)	559	569	594	589	574	556

資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

【表4】生活福祉資金貸付件数の推移（単位：件）

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
貸付件数	14	14	11	19	10	24
特例貸付件数	—	—	2	410	296	39

資料：岡垣町社会福祉協議会

【表5】児童扶養手当受給者数の推移（単位：人）

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
児童扶養手当受給者数	298	284	289	282	260	240

資料：こども未来課現在）

【表6】就学援助利用児童・生徒数の推移（単位：人）

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
利用児童・生徒数	362	348	327	332	323	292

資料：教育総務課



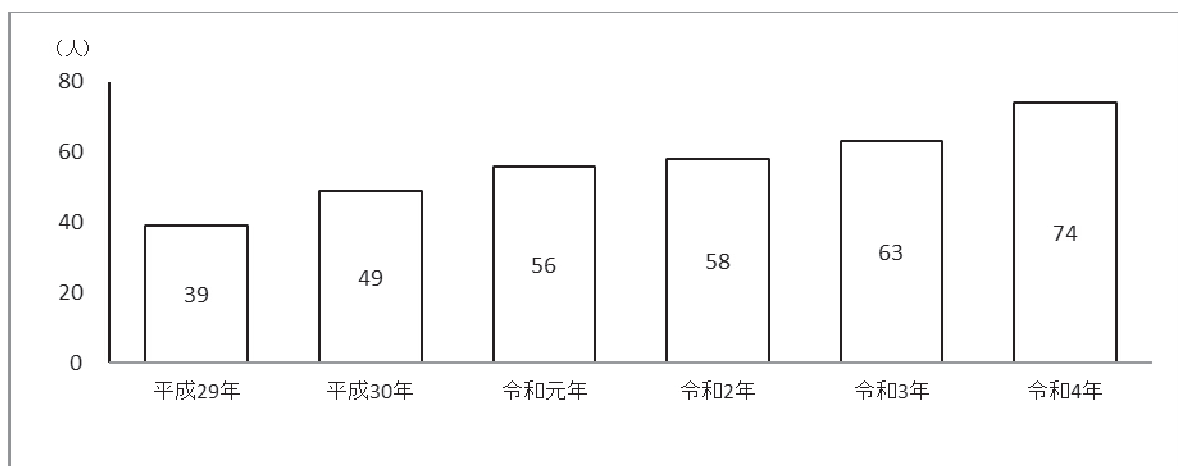
⑤権利擁護などの状況

成年後見制度の利用者数は年々増加しており、令和 4（2022）年には 74 人となっています。【図 12】

本町では、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、成年後見制度利用支援事業として町長申立及び後見人等への報酬の助成を行っており、それぞれ支援件数は増加傾向にあります。【表 7】

また、社会福祉協議会では、権利擁護のための事業として、日常生活自立支援事業や、ずっと安心プラン事業などを行っており、日常生活自立支援事業は、5 年前と比較しても、契約者数に大きな変動はありませんが、支援延べ件数は約 1.5 倍に増加しています。ずっと安心プラン事業では、相談延べ件数、契約件数ともに微増しています。【表 8】

【図 12】成年後見制度利用者数の推移



【表 7】成年後見制度利用支援事業利用者数の推移

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
町長申立件数(件)	0	0	2	1	2	5
報酬等助成利用実人数(人)	0	2	1	2	0	4

資料：長寿あんしん課・福祉課



【表 8】日常生活自立支援事業及びずっと安心プラン事業利用者数の推移

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
日常生活自立支援事業 契約者数(人)	17	15	20	20	23	18
日常生活自立支援事業 支援延べ件数(件)	193	191	302	299	324	301
ずっと安心プラン事業 契約件数(件)	1	2	3	3	4	4
ずっと安心プラン事業 相談延べ件数(件)	48	57	51	64	56	63

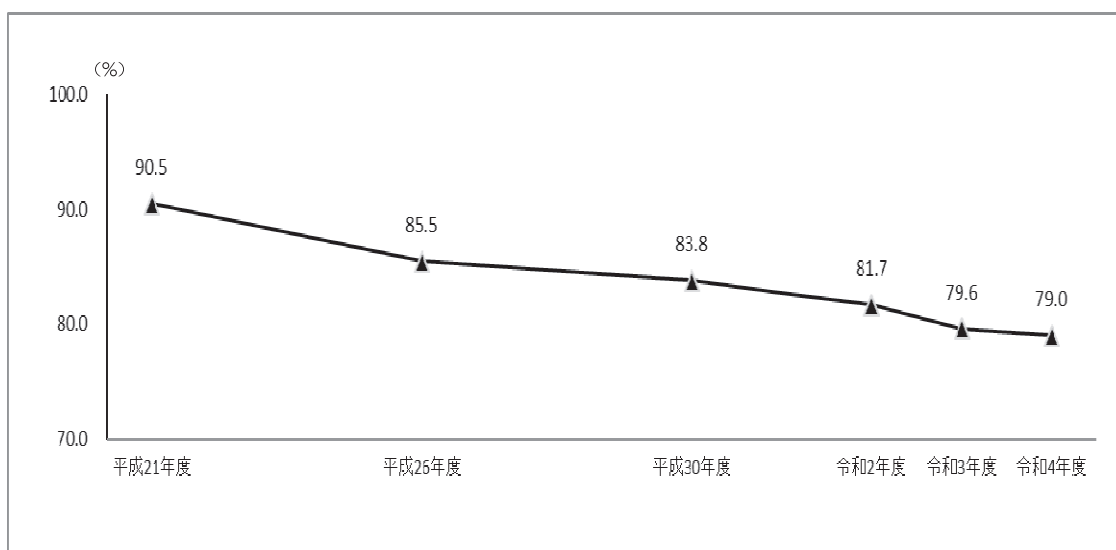
資料：岡垣町社会福祉協議会

4 地域や団体などの状況

①自治区加入率の状況

少子高齢化や定年延長、個人の意識の多様化などにより、自治区加入率は減少しており、令和 4（2022）年度の本町の自治区加入率は 79.0%となっています。【図 13】

【図 13】自治区加入率の推移



資料：地域づくり課

②民生委員・児童委員の活動日数の状況

住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員は、令和 4（2022）年度は定数 77 人に対して 66 人となっており、欠員による不在地域が増えています。【表 9】

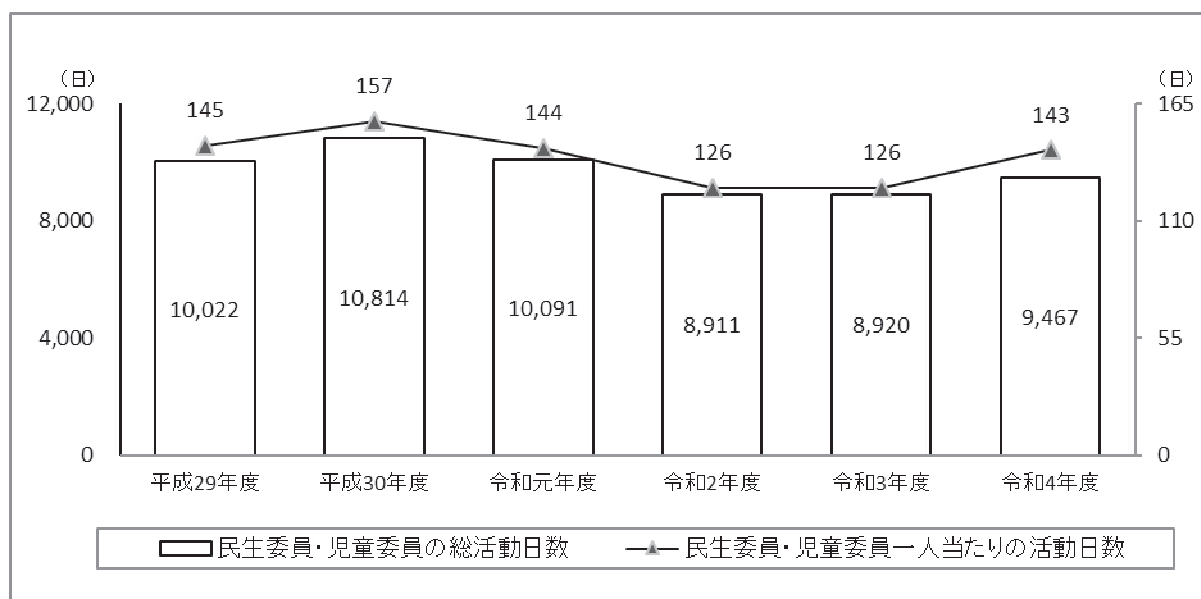
委員の活動日数は、新型コロナウイルス感染症の影響により近年減少していましたが、令和 4 年度には増加に転じています。【図 14】

【表 9】民生委員・児童委員数の推移（単位：人）

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
民生委員・児童委員数	69	69	70	71	71	66
定数	75	75	75	75	75	77

資料：福祉課

【図 14】民生委員・児童委員の活動日数の推移



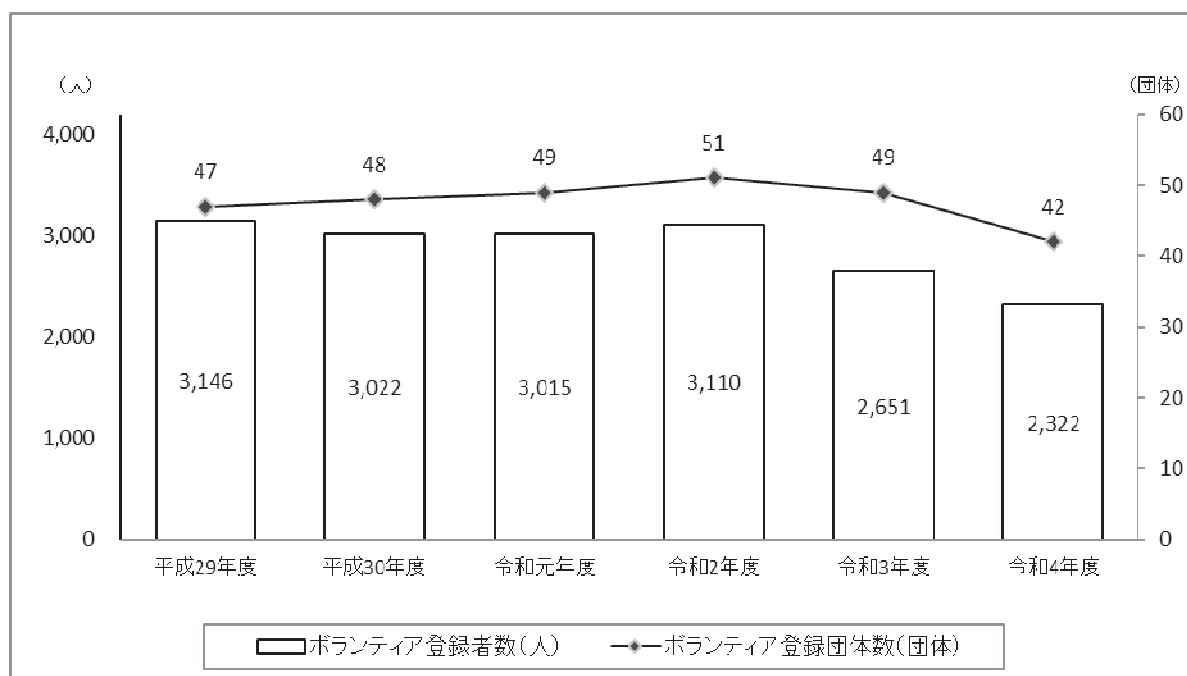
資料：福祉課

③岡垣町ボランティアセンターへの登録状況

本町では、ボランティアに参加したい人を活動につなぐ場として岡垣町ボランティアセンターを設置しています。ボランティアセンターへの登録者数は、平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度までほぼ横ばいで推移していましたが、令和 3（2021）年度に大きく減少しています。

また、登録団体数は、平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度まで若干の増加で推移していましたが、令和 3（2021）年度から減少し、令和 4（2022）年度には 42 団体となっています。【図 15】

【図 15】 ボランティアセンター登録者数・登録団体数の推移



資料：平成 29 年度は地域づくり課、平成 30～令和 3 年度は福祉課
令和 4 年度は岡垣町社会福祉協議会

④ 自主防災組織の組織化の状況

本町では、住民が安心して暮らせる防災のまちづくりを行うため、自治区や小学校区を単位とした自主防災組織づくりを推進してきました。平成29（2017）年度以降、設置数・設置率ともにほぼ変動はありません。なお、各校区コミュニティにおいては、5校区全てで防災に関する部会が設置されています。【表10】

【表10】 自主防災組織の組織数の推移

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
自主防災組織設置数 (自治区数)	32	32	32	32	32	32
自治区ごとの設置率(%)	58	58	58	58	58	57

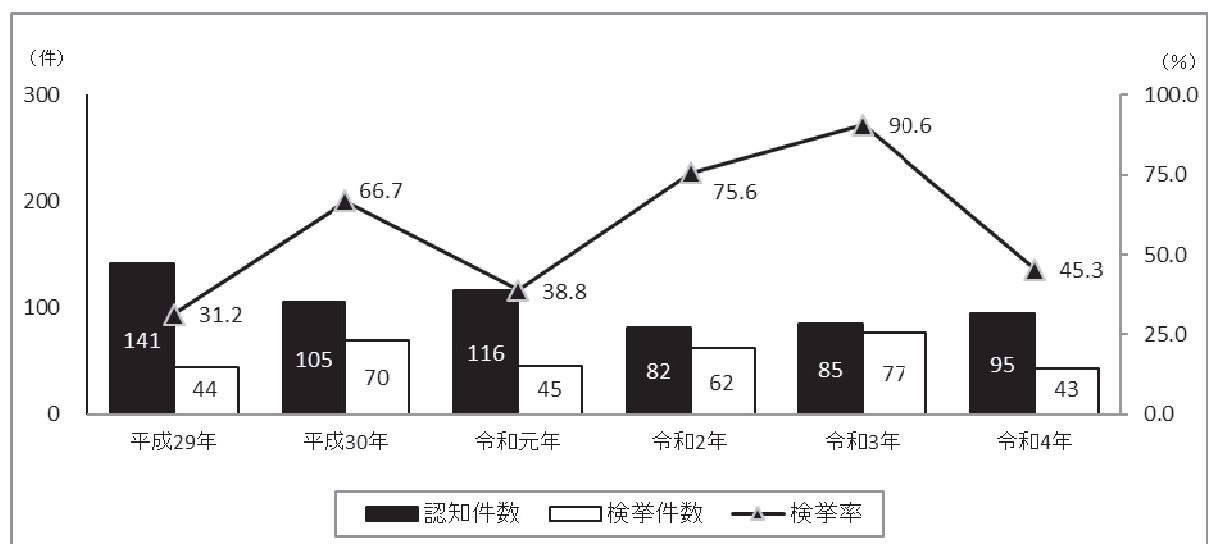
資料：地域づくり課

5 犯罪の発生状況

① 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率の状況

本町の刑法犯認知件数は、年によって変動があり、令和4（2022）年には95件となっています。この件数は、県内の中でも低い水準にあり、日頃からの校区コミュニティなどによる青色回転灯装着車によるパトロール活動の成果がうかがえます。【図16】

【図16】 刑法犯認知件数、検挙件数・検挙率の推移



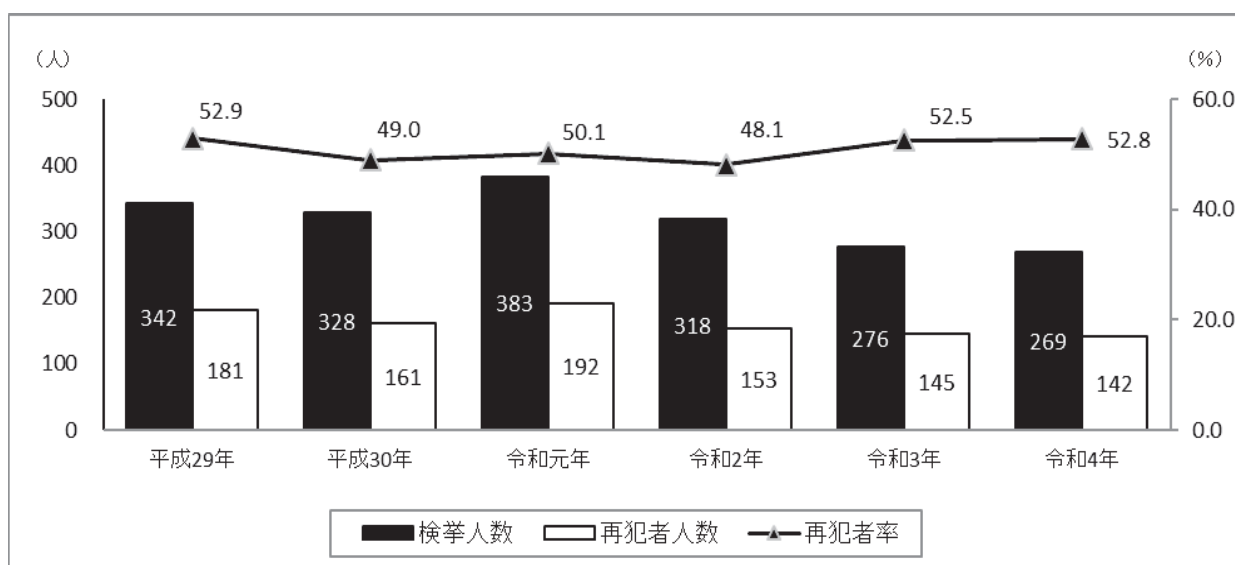
資料：福岡県警察・法務省犯罪白書



②刑法犯検挙人員中の再犯者人員、再犯率の状況

折尾警察署管内の刑法犯の検挙人員は、令和元（2019）年度以降減少傾向にあり、令和4（2022）年中には269人となっていますが、再犯率は52.8%で依然と高くなっています。【図 17】

【図 17】 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯率の推移（折尾警察署管内）



資料：法務省矯正局提供データ



【2】各種調査などの結果から見る現状

1 地域でのつながりや助けあいの状況

●住民意識調査の結果から

近所付き合いの程度について、平成 29（2017）年度の結果と比較すると「困ったときに助け合える人がある」と回答した人の割合は減少し、「あいさつ程度」、「ほとんど付き合っていない」と回答した人の割合は増加していることから、近所付き合いが希薄化していることがわかります。【図 18】

隣近所で困っている人がいる場合の対応については、約 6 割の人が手助けする意向があるものの、自ら手助けをする人の割合は減少しています。一方で、手助けしたくても手伝うことができなかったり、個人での対応に抵抗感があったりする人の割合が増加しています。【図 19】

また、地域で手助けできること、手助けしてほしいこととして、いずれも「安否確認の声かけ」「災害時の手助け」「日常的な話し相手」という意見が多く挙がっています。【図 20】

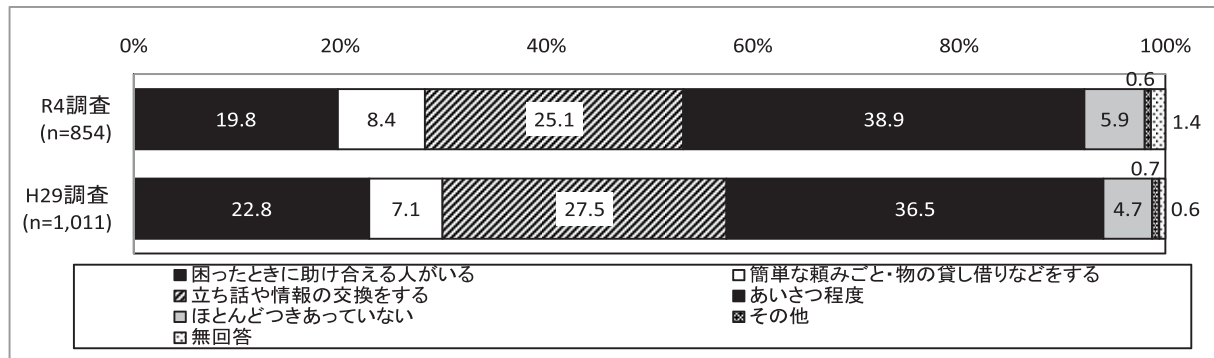
コロナ禍で困っていることについては、「友人等の付き合いの希薄化」や「各種イベントの開催中止や参加制限」という回答が多くなっており、数年にわたる行動制限等により、地域のつながりがこれまで以上に薄れていることがわかります。【図 21】

●住民ワークショップの結果から

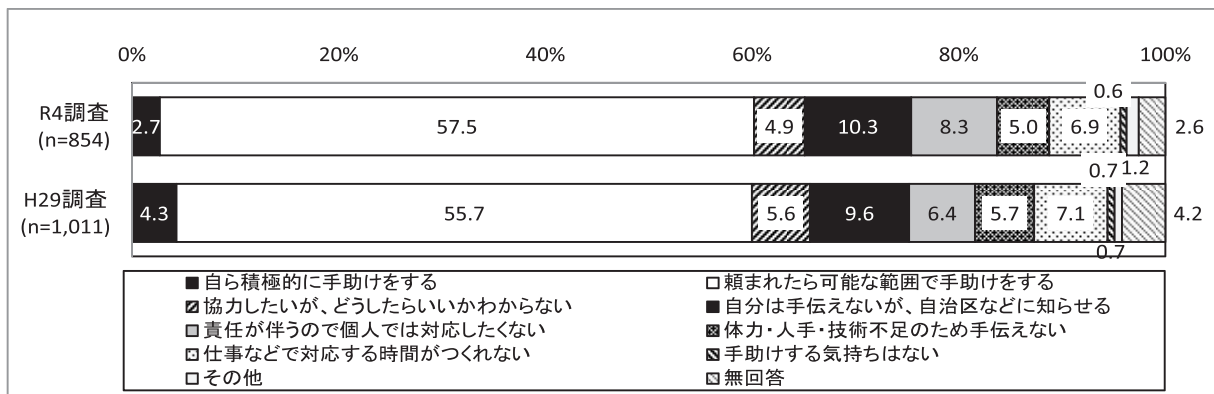
地域における課題として「交流・居場所」「つながり」が挙げられており、多くの人が地域のつながりの希薄化を実感していることがわかります。「移動（交通）」については、車がない場合の不便さやバス停が遠く思うように動けないという意見がありました。また、「役員の担い手」「高齢者との関わり」では、地域活動などの持続についても課題と感じていることがわかります。【表 11】



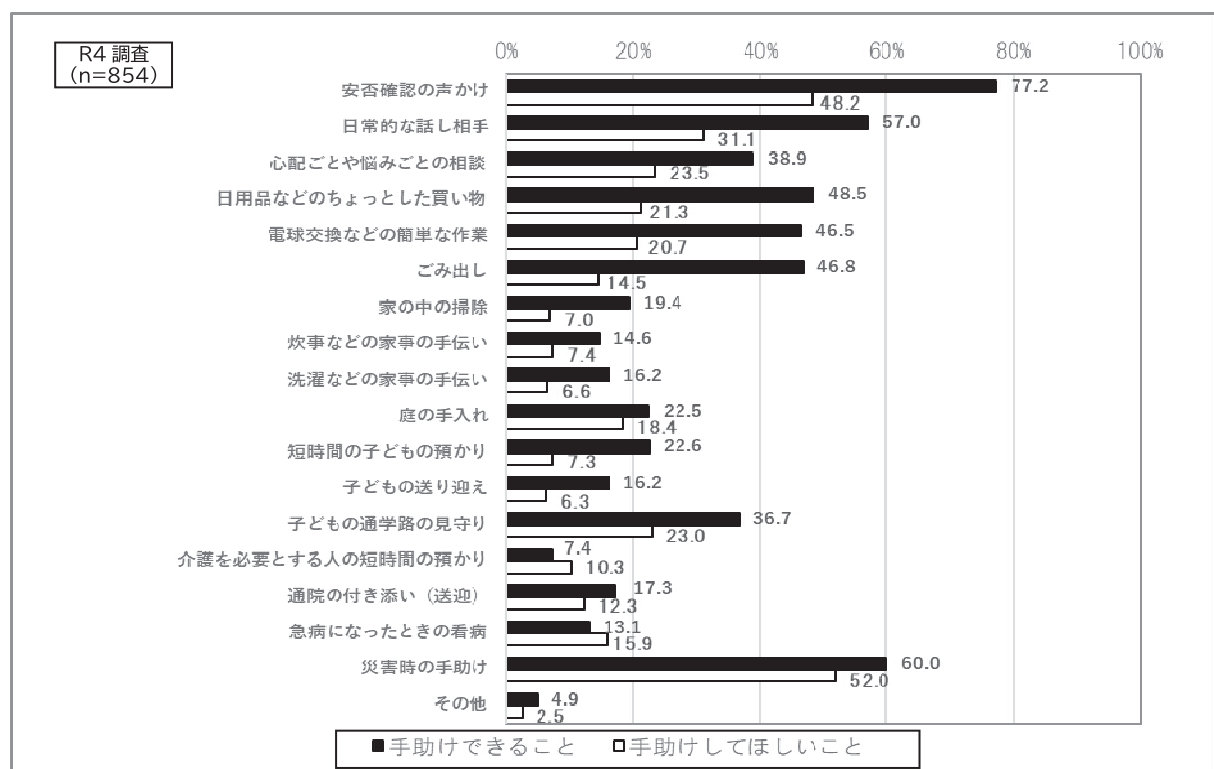
【図 18】近所付き合いの程度（住民意識調査）



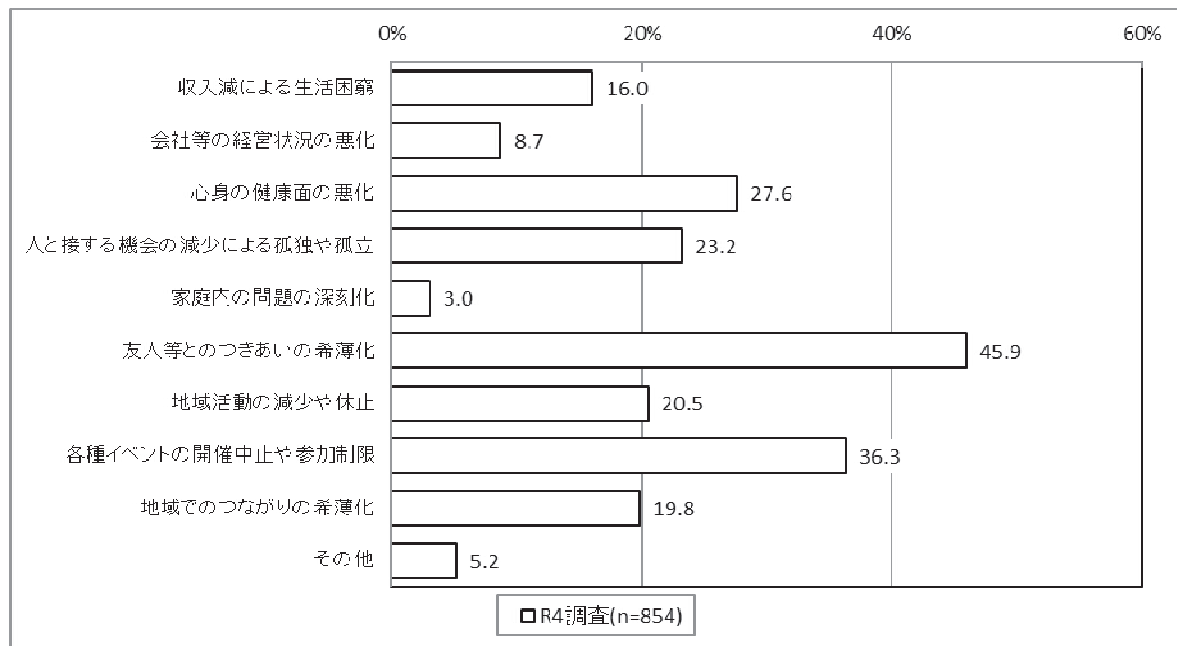
【図 19】隣近所で困っている人がいる場合の対応（住民意識調査）



【図 20】地域で手助けできること・手助けしてほしいこと（住民意識調査）



【図 21】コロナ禍で困っていること（3つまで選択可）（住民意識調査）



【表 11】地域における課題（住民ワークショップ）

課題の項目	主な意見
交流・居場所	○元気なのに外に出たくない人の増加 ○世代間の交流の場が少ない など
移動(交通)	○バスの利便性 ○車がないと不便 ○バス停が遠く思うように動けない など
つながり	○周囲にやさしい目を向けてくれる人が少ない ○つながりの希薄化(社会の変化、コロナ) など
役員の担い手	○リーダー(役員)になってくれる人の不足 ○自分のことだけを考える人が多い など
高齢者との関わり	○ひとり暮らしの人へのサポート(ごはん、通院など) ○高齢者(ひとり暮らし)とのふれあい など
観光(自然)	○誰でも利用しやすい公園、池の整備 ○自然を利用できる施設づくり など
子育て	○子育てしているママのサポート ○自治会、子ども会の参加者が少ない など
その他	○組に若い世帯が少ない(組長のなり手) ○積極的なボランティア活動の紹介 など

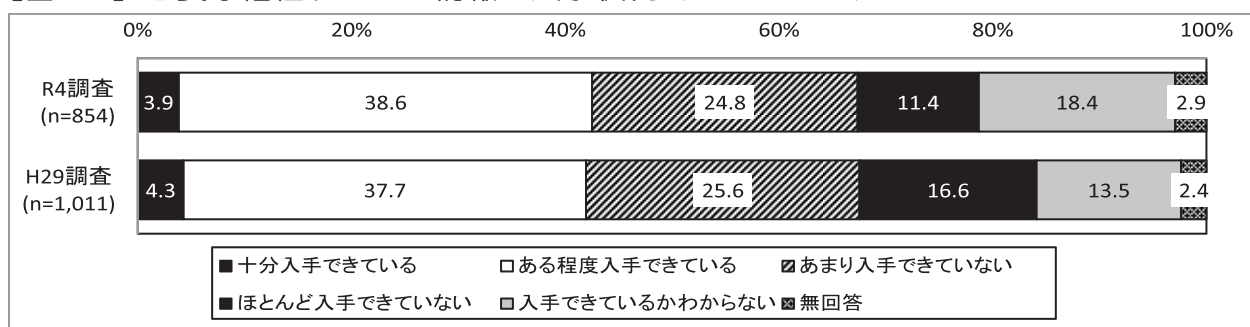


2 情報の収集と発信の状況

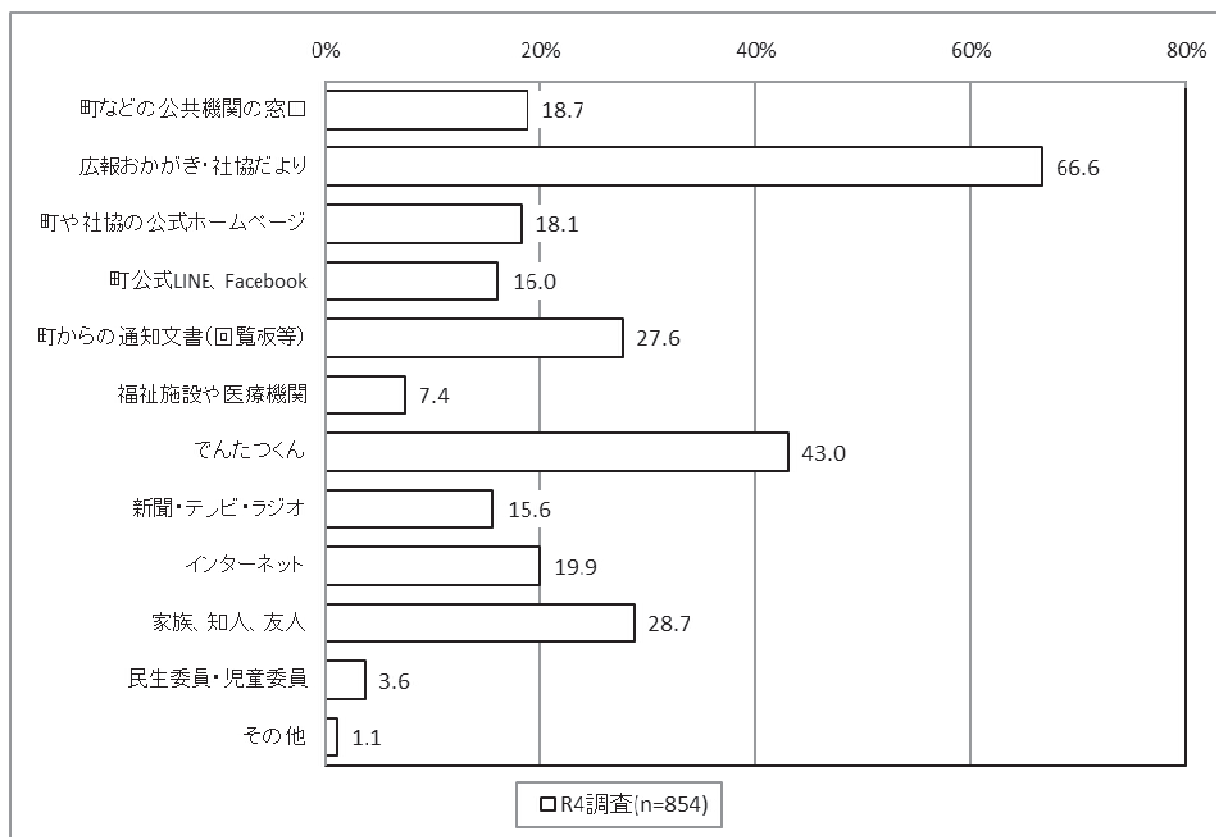
必要な福祉サービスの情報の入手状況について、平成 29（2017）年度の結果同様、入手できている人の割合は約 4 割となっています。【図 22】

また、入手方法は「広報おかがき・社協だより」「でんたつくん」が多くなっており、町や社会福祉協議会からの情報を収集していることがわかります。【図 23】

【図 22】必要な福祉サービス情報の入手状況（住民意識調査）



【図 23】福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先（複数選択可）（住民意識調査）



3 ボランティア活動の状況

●住民意識調査の結果から

ボランティア活動の参加状況について、約 7 割の人に参加の経験や参加意向がありましたが、約 3 割の人は参加経験も参加意向もない状況となっています。【図 24】

また、ボランティア活動を進める上での課題としては、「参加者がなかなか集まらない」が最も多くなっており、平成 29（2017）年度と同様の結果となっています。【図 25】

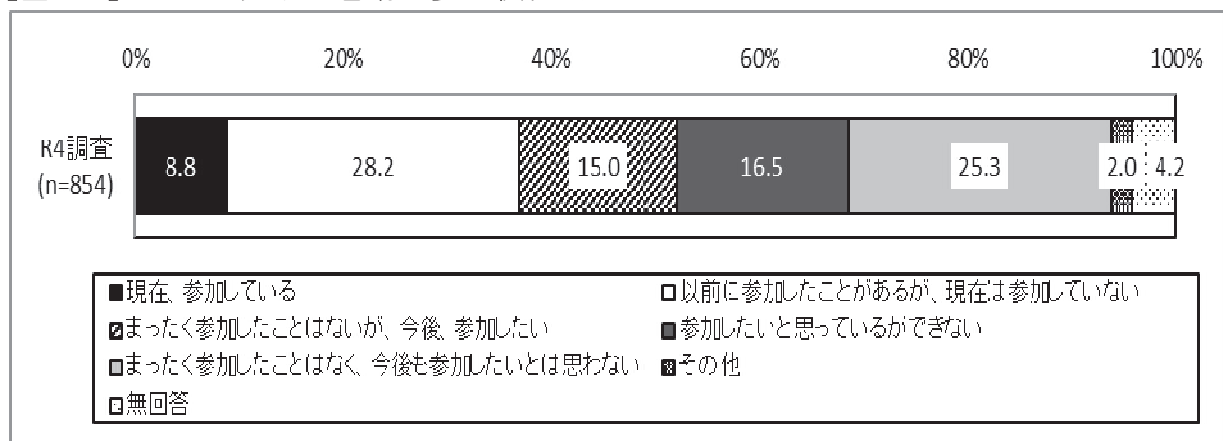
●ボランティア団体アンケートの結果から

ボランティア活動を行うメンバーが不足している、後継者がいないなど、活動を継続することが困難であることや情報の収集、発信が困り事として挙がっています。【図 26】

●ボランティア交流会の結果から

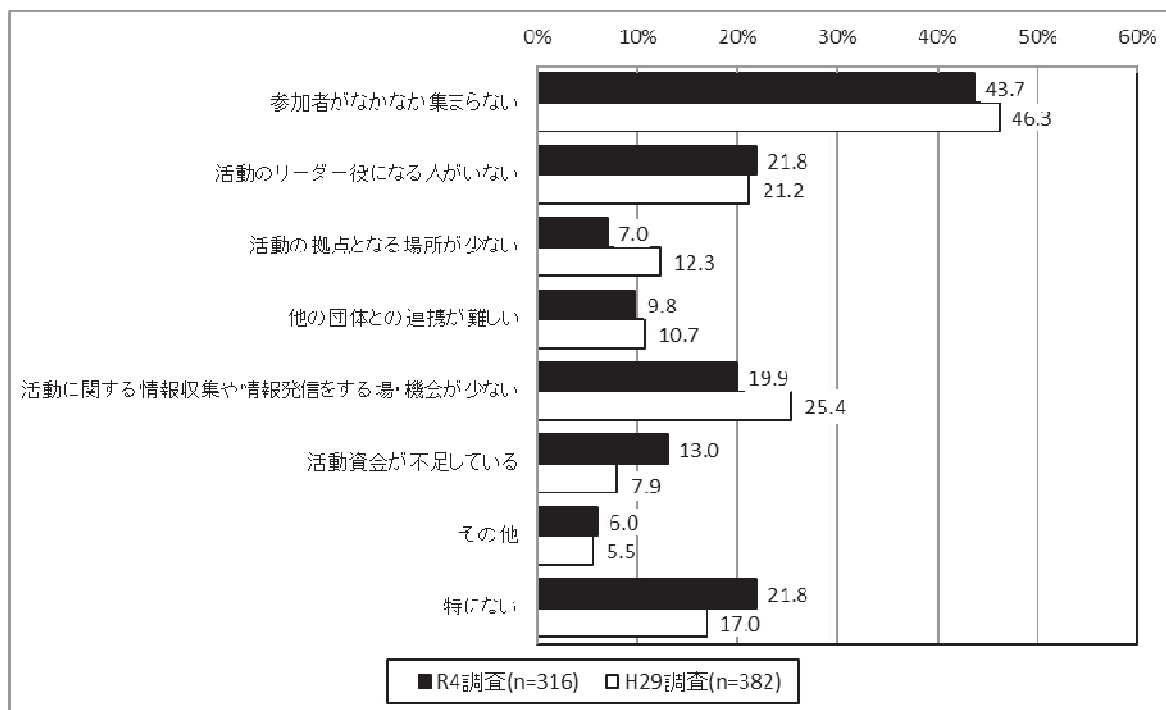
住民意識調査や団体アンケートのほか、ボランティア交流会において、町や社会福祉協議会、ボランティアセンターに対し、「会の紹介や会員募集の情報を発信してほしい」「各ボランティアの活動内容を多くの人に知らせてほしい」といった意見が出されています。

【図 24】 ボランティア活動の参加状況（住民意識調査）



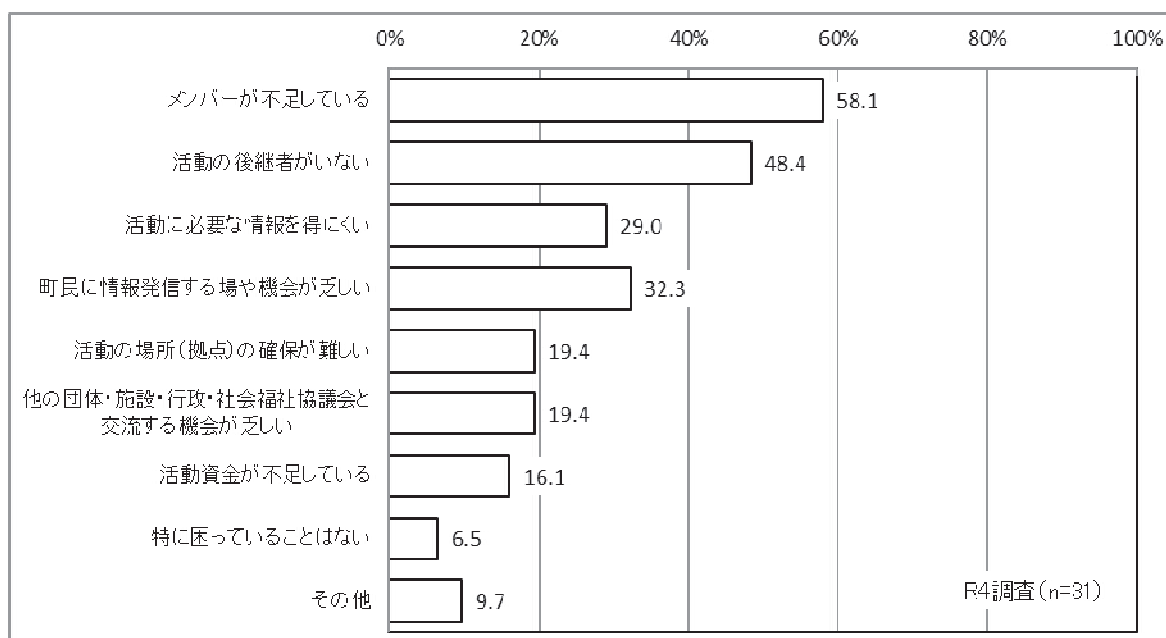


【図 25】ボランティア活動を進める上での課題（複数選択可）（住民意識調査）



【図 26】ボランティア活動を行う上で困っていること（複数選択可）

（ボランティア団体アンケート）

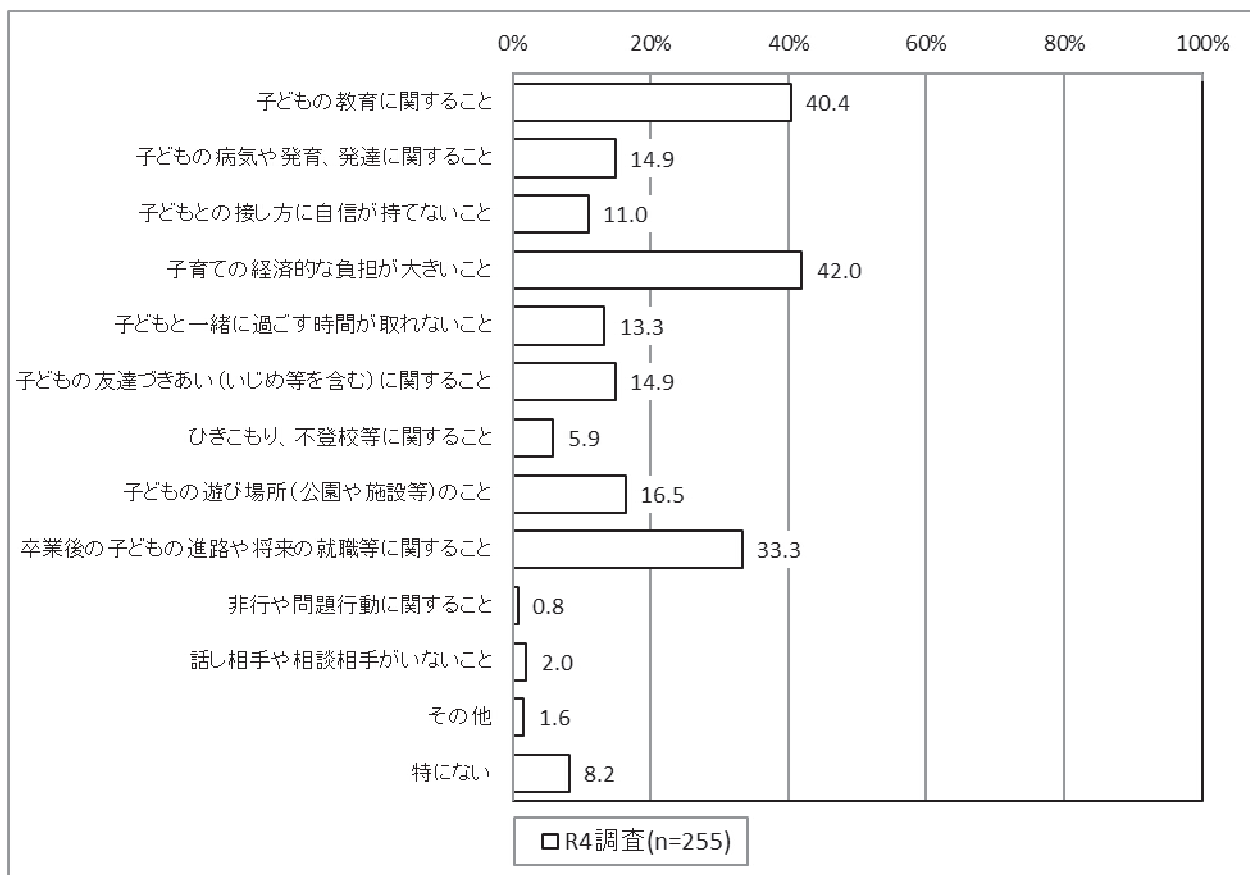


4 子育てに関する状況

子育てに関して悩んでいること・気になることについて、「経済的な負担が大きいこと」「教育に関すること」「卒業後の子どもの進路や将来の就職等に関すること」が多くなっており、ライフステージに応じた経済的支援や相談体制が求められています。【図 27】

【図 27】子育てに関して悩んでいること・気になること（3つまで選択可）

（住民意識調査）





5 防災に対する意識の状況

●住民意識調査の結果から

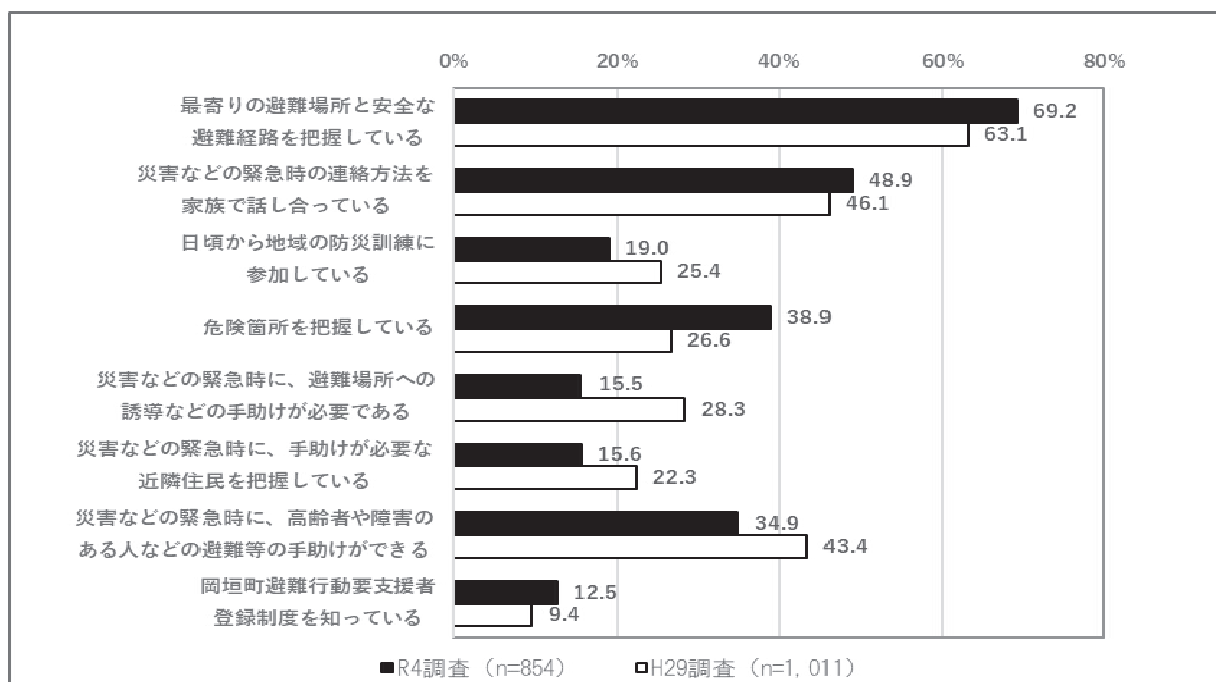
防災に対する日頃の取組や緊急時の対応について、避難場所や緊急時の連絡方法を意識している人の割合は、平成 29（2017）年度と比較して高くなっています。一方で、高齢者や障がいのある人などの避難等の手助けができる人の割合は減少しています。

【図 28】

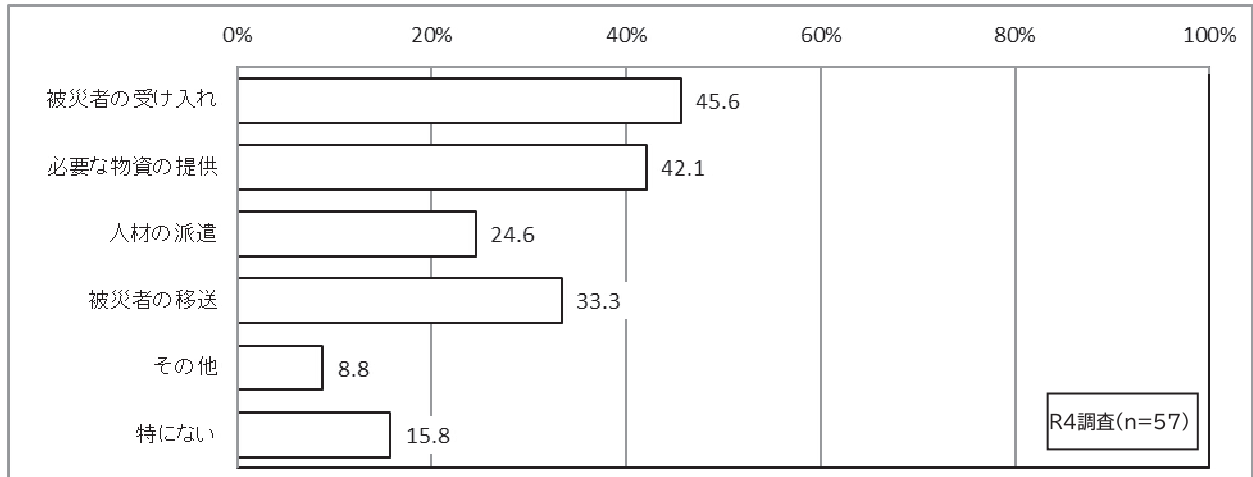
●施設アンケートの結果から

被災者の受入れに協力できると回答した福祉施設は約半数にのぼり、必要な物資の提供や被災者の移送に関しても、3割から4割の施設が協力できるとの回答となっています。【図 29】

【図 28】 防災に対する日頃からの取組や災害などの緊急時の対応（住民意識調査）



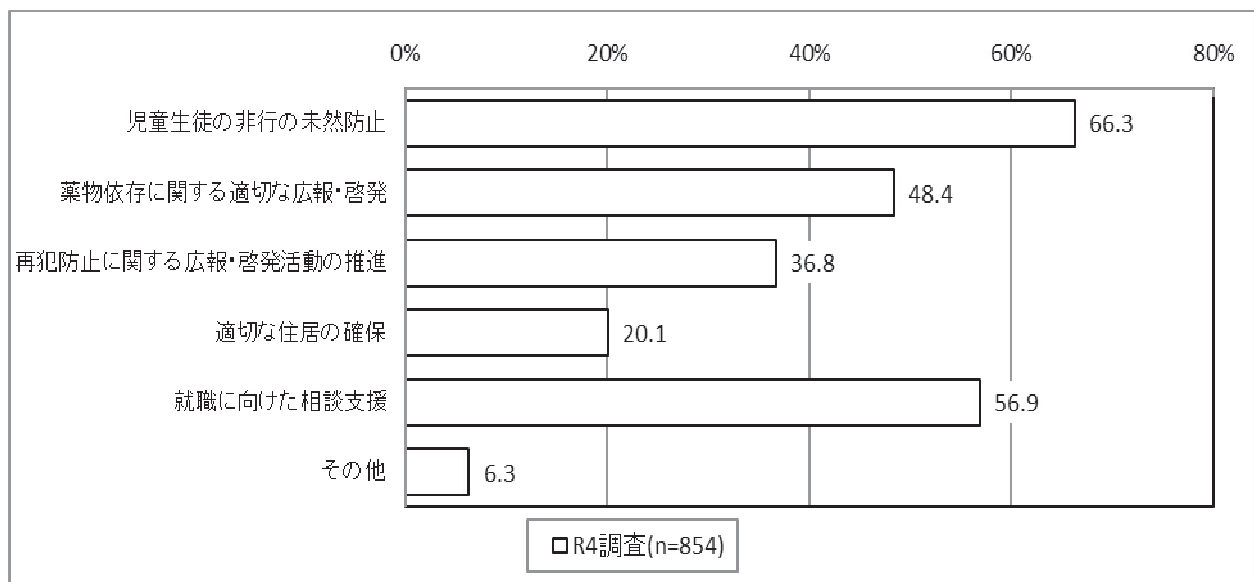
【図 29】災害時等において福祉施設が協力できる支援（施設アンケート）



6 犯罪防止に関する意識の状況

犯罪の未然防止や再犯防止に必要なこととして、「児童生徒の非行の未然防止」「就職に向けた相談支援」と回答した人の割合が高くなっています。学校における適切な指導や犯罪の未然防止、再犯防止に関する相談支援体制の充実が必要な状況です。【図 30】

【図 30】犯罪の未然防止や再犯防止に必要なこと（3つまで選択可）（住民意識調査）

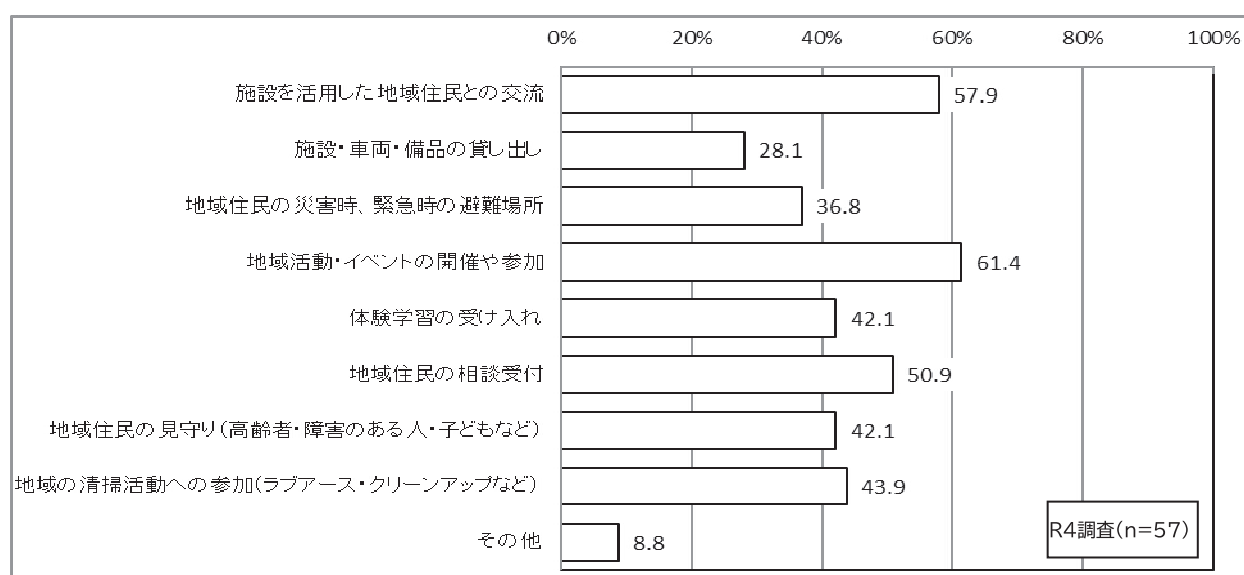




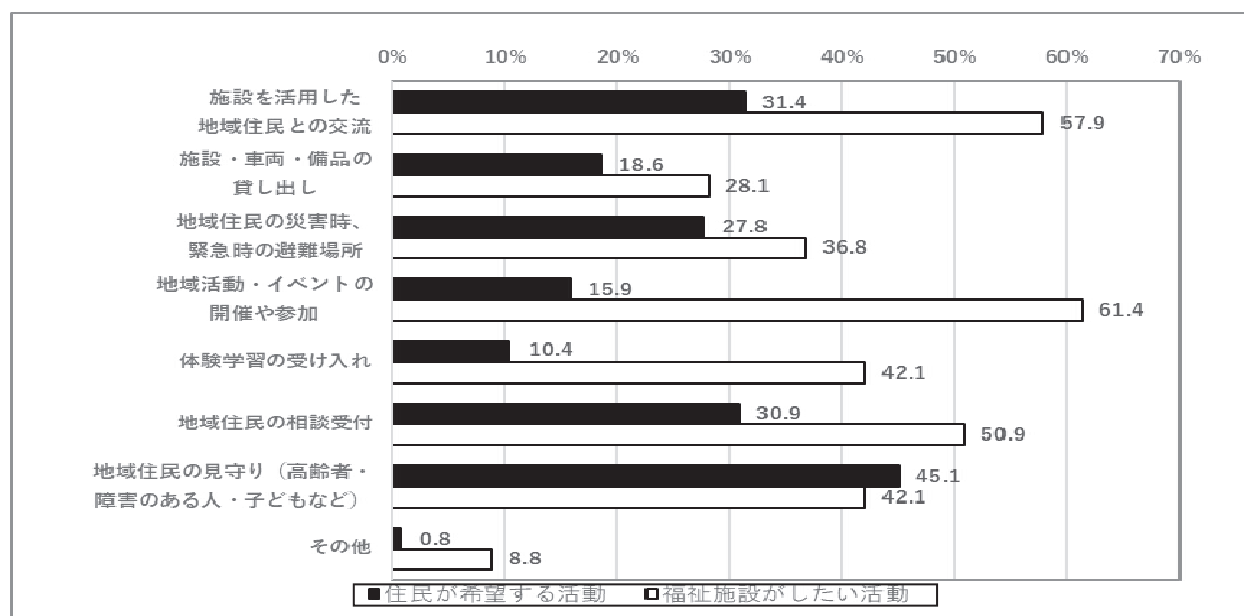
7 地域と事業者のつながりの状況

町内の福祉施設のうち、社会貢献活動を行っている施設は約 7 割となっており、活動内容は「地域活動・イベントの開催や参加」「地域住民の相談受付」の割合が高くなっています。また、社会貢献活動の意向について、住民が希望する活動は「地域住民の見守り」が最も多く、一方で福祉施設がしたい活動は「地域活動・イベントの開催や参加」が最も多くなっており、住民と施設は、それぞれの意向は異なるものの、お互いにつながりたいという思いを持っていることがわかります。【図 31・32】

【図 31】福祉施設が行っている社会貢献活動（施設アンケート）



【図 32】住民と福祉施設の社会貢献活動の意向（住民意識調査・施設アンケート）





【3】現状を踏まえた課題

統計や各種調査などの結果からみる現状などから、大きく次の3つの課題が考えられます。

1 地域のつながりの希薄化

住民意識調査や住民ワークショップで意見が挙がっていた「つながり」の希薄化は、価値観の多様化や時代の流れに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による度重なる行動制限の影響も大きく関係しています。また、様々な活動のオンライン化が進み、人と人のつながり方は大きく変化しています。

人と接する機会の減少により、孤独や不安を抱えている人や災害時などに手助けを必要とする人がいる中、日頃からのつながりは重要であり、困ったときに助けあえる関係やお互いに支えあう仕組みづくりが求められています。

2 課題の複雑化・複合化

8050問題やダブルケアなどの一つの世帯に複数の課題が存在している状態やヤングケアラーなど、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の分野別の支援体制では対応できないケースが多くなっています。

このため、町では、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するための包括的な支援体制を更に推進する必要があります。

令和3（2021）年4月1日からは、市町村における相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されており、犯罪や非行をした人を含めた複合的な課題について、関係機関等と連携しながら解決を図る必要があります。

3 地域活動を担う人材の高齢化・後継者不足

ボランティア団体交流会や団体アンケートの中では、地域活動を行う上での課題として「メンバーの高齢化」「参加者が集まらない」「後継者がいない」等が挙げられています。これらは、コロナ禍の長期化により、感染を回避する生活が習慣化したことで、活動の機会が減少していることも原因と考えられます。地域活動の担い手の裾野を広げるためには、町や社会福祉協議会、社会福祉法人等が連携し、地域活動に興味がある人を発掘するとともに、将来を担う人材を育成する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

- 【1】 計画の基本的な考え方**
- 【2】 計画の基本理念・基本方針**
- 【3】 計画の体系**

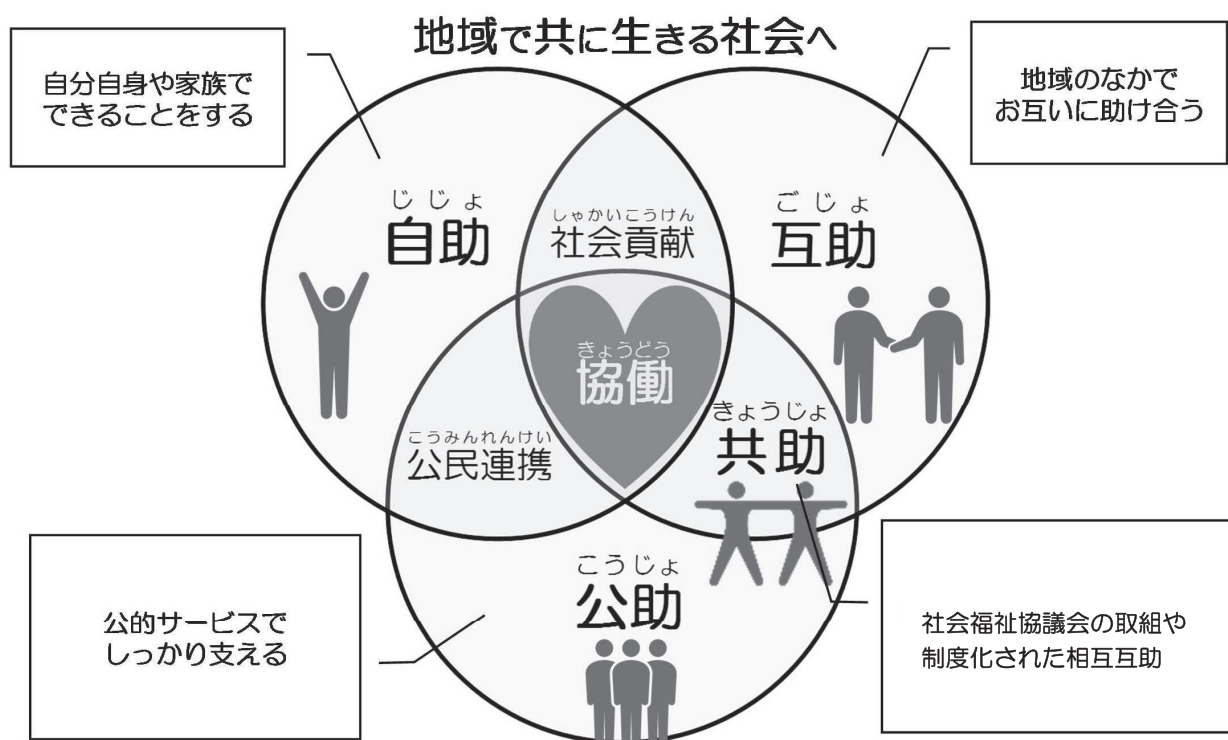


【 1 】 計画の基本的な考え方

私たちが暮らす地域では、子どもから高齢者まで様々な人が関わりあいながら生活しています。その暮らしの中には、8050 世帯や介護と育児のダブルケアなどによって在宅生活や社会参加における支援が必要になる、といった様々なニーズが生じることがありますが、住み慣れた地域で安心して自分らしく幸せに暮らしたいと誰もが願っています。

その願いを実現するためには、日ごろから自分でできることは自分でい、本人や家族の力で問題を解決する（自助）、隣近所や地域などで互いに助けあう（互助）、社会福祉協議会の取組や介護保険制度などを活用する相互扶助（共助）、行政などの公的サービスで支える（公助）といった重層的な取組が必要です。

本計画では、複雑化・複合化する課題に様々な関係機関が連携、協働して重層的に関わりながら、全ての住民が互いの人格と個性を尊重しながら支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会」のまちづくりを目指します。



全ての住民が互いに
支えあうことが大切です

【2】計画の基本理念・基本方針

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、個人や家族がまず自分たちでできることに取り組み、隣近所や自治区、地域の人々やボランティアなど、住民相互で助けあい、さらに公的な制度による福祉サービスと組み合わせて問題解決を図っていくなど、重層的で多面的な取組が必要です。

本町では、地域住民や地域の多様な主体が分野を超えて支えあう仕組みづくりや、関係機関との連携によって複合的な課題に対応できる体制の強化、地域の多様な活動に関わる人材の発掘・育成により、地域で問題を解決していく力や地域での支えあい・助けあいの力の底上げを目指します。支え手と受け手に分かれるのではなく、みんなが互いに支えあいながら、自分らしく活躍できる地域を目指すため、基本理念を「つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣」とします。また、今回策定する個別計画に共通する課題に対する考え方として、3つの基本方針を定めます。

基本理念

つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣

基本方針1

地域で支えあう 仕組みづくり

地域住民や地域の多様な主体が、分野を超えて支えあい、ともに地域課題を解決し、誰もが自分らしく幸せに暮らせる仕組みづくりに取り組みます。

基本方針2

関係機関が連携した 支援の推進

子ども・高齢者・障がいのある人・生活困窮者などの属性や世代を問わず、地域の複雑化・複合化した課題に包括的に対応し支援します。

基本方針3

地域活動を担う 人材の発掘・育成

全ての人が地域福祉の担い手としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加できるよう、地域の多様な活動に関わる人材の発掘や育成に取り組みます。



基本方針 1 地域で支えあう仕組みづくり

地域には様々な課題を抱えた人が暮らしています。中には、個人や家族で解決することが難しい場合もありますが、誰もが直面する可能性のある困りごとを、地域の人々が「他人事」ではなく「我が事」として捉え、お互いさまの気持ちを持って助けあうことで、解決できる課題はたくさんあります。

一人ひとりの課題が異なるように、それぞれが手助けできること・助けを求める内容も様々です。新型コロナウイルス感染症の影響等により、多くの人が地域活動から遠ざかっていますが、それらの再開にも取り組みながら、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、互いに寄り添ってともに地域課題を解決し、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本方針 2 関係機関が連携した支援の推進

近年、地域で暮らす人の課題は、複数分野にまたがるなど複雑化・複合化しています。これまでは子ども、高齢者、障がいのある人、生活困窮者などの属性や世代ごとに支援をしていましたが、そのような分野を問わず関係機関が連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現します。

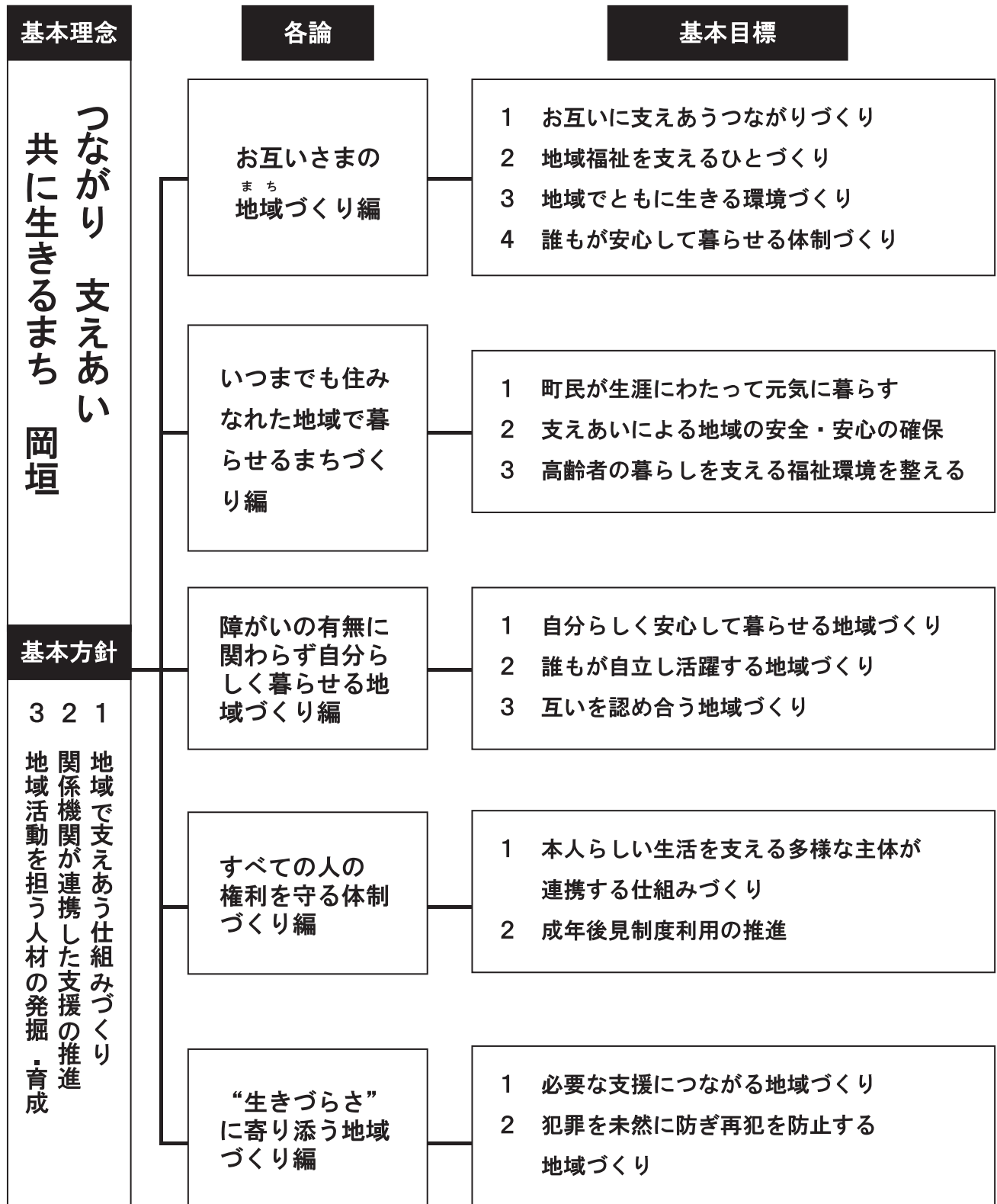
また、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対しても、多機関で協働して伴走支援を行うことができるように、連携の強化を図ります。

基本方針 3 地域活動を担う人材の発掘・育成

地域活動の主役は地域の人たちです。地域には子どもから高齢者まで様々な人が暮らしており、あらゆる活動や交流により暮らしを豊かにすることや住み慣れた地域で安心して暮らすためにも、地域での支えあいやつながりは重要です。

全ての人たちが地域福祉の担い手としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加できるよう、地域の支えあい活動に関わる人材の発掘や育成に取り組みます。

【3】計画の体系



◆住民の皆さんが親しみを持ちやすいよう、各論における各計画の名称を「～編」としています。